

韓国の産業化と村落コミュニティの再生産

——対照民族誌的考察

本 田 洋

はじめに

1960年代半ば以降の産業化の過程で醸成された韓国社会における都市中産層志向は、都市生活への憧憬とともに農村の住民の間にも広く浸透し、家族の再生産戦略の再編成を促した。その結果として、生計・生業単位としての農家世帯の編成とこの再生産戦略における農業経営の位置づけにも変化がもたらされた。具体的にいえば、都市部を中心とした産業拠点の形成と輸出志向型製造業に牽引される形での経済成長が進展する一方で、農村部にも高学歴・ホワイトカラー志向が浸透し、農業を主生業とする家庭でも出生順位と性別にかかわらず未婚の子供を都市に送り出す傾向が強まった。これを家族の再生産戦略の再編成として捉えなおせば、農業経営の維持よりも都市での生計基盤の構築と社会経済的ステータスの上昇が優先されるようになったのだといえる。これに伴って農家世帯の高齢化も進み、また農村に残留して親世帯を継承した少数の息子や都市での生計維持が困難となって還流的に再移住（帰郷）した息子にとっても、農業経営は暫定的な生計維持の手段、あるいはより下の世代の都市進出を支援するためのひとつの手段としての意味合いが強くなっていった〔拙稿2014〕。以上のような家族の再生産過程の変化は、農村社会における村落コミュニティの再生産といかなる関係を切り結んでいたのか。本論では、筆者が1980年代末に韓国全羅北道南原郡（当時）の一農村、Yマウル（仮称）で実施した滞在調査の資料を、韓国朝鮮の村落社会に関する各種民族誌資料と相互対照しつつ分析しなおすことで、村落コミュニティの再生産に見られる持続性と変化を明らかにしたい¹。

本論の問題設定の背景のひとつには、韓国朝鮮の村落コミュニティに対する近年の批判的な再検討がある。その主要な論点として、村落コミュニティの再生産に対するコーポレートなコミュニティ（共同体）概念の適用の難しさ、契方式を用いた村落自治的結社の機能と統制力の限定性、その他流動性と柔軟性の高い互助・協同組織の形成を指摘できる²〔cf. 嶋1990; 李榮薫2001; 拙稿2007; 安勝澤2014〕。産業化による大規模な人口流出の過程で在来の村落コミュニティは様々な社会経済的変化を蒙ったが、産業化以前の村落社会もこのような意味で決して変化を全的に免れていたわけではなかった。ならば在来の村落社会でコミュニティ的な関係性や表象を成り立たせていた条件とは何であったのか。産業化過程での村落コミュニティの再生産

¹ Yマウルでの滞在調査は1989年7月から1990年9月にかけて実施した。調査当時のYマウルは南原郡P面K里を構成する3つの行政里のひとつで、世帯数45戸、人口155名（男65名、女90名。1989年8月末時点）を有する、P面では中程度の規模の農村であった。当時のYマウルの概況については拙稿〔2014, pp.44-46〕等を参照のこと。また、本論で取り上げた事例のいくつかについては、すでに別の論考で叙述・分析したことがあるが〔拙稿1998; 同2002〕、対照民族誌的な再分析を施すために、事例の叙述を含めその一部に手を加えて本稿に再録した。詳細は当該箇所を参照のこと。

² 安勝澤は、1970年代末から90年代前半にかけて執筆された農村住民の日記（『任実昌平日記』）を資料として、契方式をとる農村の互助・協同組織について、財源の造成と利殖（「存本取利」、あるいは「存本取息」）によって持続的な運営が可能とされていた一方で、財産の清算も簡単明瞭であり、組織を容易く解体できるという特徴も有していたと指摘している〔安勝澤2014, pp.13-29〕。

を論ずる前に、まずこの点を明らかにする必要がある。

もうひとつの背景は、筆者自身のYマウルでの滞在経験に求められる。当時のYマウルの住民たちが一体性の強いコミュニティを構成していたのか、あるいは彼ら彼女らの日々の生活が村落コミュニティによる規制を強く受けていたのかについて、筆者は概して懐疑的な見方をしてきた [cf. 拙稿1998; 同2002]。とはいえ、当時の住民たちの村落への帰属意識が決して弱かったわけではなく、また彼ら彼女らの間には同じ村落に暮らす者同士に特有の相互扶助や協同も見られた。1966年に忠清南道瑞山郡（当時）の黄海に面したソクポ（Sōkp'o）という村落を調査したブランドの民族誌 [Brandt 1971] を最近読み返す機会があり、私がYマウルで経験したのもブランドのいうコミュニティではなかったのかと考えるようになった³。この漠然とした感覚を調査資料に基づき可能な限りで実証的に究明することに本論の目的がある。

以下、本論の構成として、まず1節で、韓国の村落社会に対するコミュニティ・共同体概念の適用について批判的に捉えなおすとともに、相互行為としてのコミュニティと象徴として構築されるコミュニティを架橋する実践としてコミュニティ概念を再定義したうえで、1960～70年代の民族誌を相互対照しつつ韓国の村落コミュニティの再生産の諸条件について再考を加える。次いで2節では、調査当時のYマウル住民の農業経営について、コミュニティ的規制と互助・協同の実践に留意しつつ記述分析を試みる。3節では同じく調査当時のYマウルにおける村落の共同的活動と洞契の運営、ならびに喪葬時の相互扶助の事例に基づき、村落コミュニティがどのように再生産されていたのかを明らかにする。4節で以上の議論を総括し、産業化過程での村落コミュニティの再生産に現れる持続性と変化を、相互行為としてのコミュニティと象徴構築としてのコミュニティを架橋する実践に焦点を合わせつつ、再生産の諸条件をめぐる交渉と暫定協定として捉えなおす。

1. 村落コミュニティ再考

韓国の農村社会における在来の村落、歴史的に言えば朝鮮時代後期から産業化過程に至るまでの村落は、地理的、あるいは物理的空間としては、物質的に境界付けられおおむね近接して設けられた住居・宅地の集合体としての集落、宅地の近隣と集落の周辺に拓かれた田畑、ならびに薪・焼き付けや山菜・茸の採集地で死者の埋葬場所でもある山林によって構成されるものとして、典型的に捉えられる。一方、朝鮮時代後期の地方行政では、良／賤の民（人）と土地（耕地）が異なる制度と分類に従って把握・管理されており、人については洞里を基本単位として戸口大帳が、耕地についてはそれよりも大きい面を基本単位として量案が作成された。このうちの洞里（旧洞里）が社会単位としての村落として捉えうるもので、ひとつの大集落・中心集落と近隣の群小諸集落、あるいは複数の中小集落がひとつの洞里を構成していたと見られる [cf. 宮嶋1990; 金1996, pp.14-40]。ここで洞里とは、少なくとも行政制度上は戸口の集合体として位置づけられるもので、土地はこれに帰属せしめられていなかった点に留意しておきたい。

植民地期初頭の1914年には地方行政区域の統廃合が実施されたが、その際に洞里も再編成され、複数の旧洞里（あるいはその一部）がひとつの洞里（新洞里）に統合されるとともに、耕

³ ブランドが最近刊行した回顧録では、彼がソクポに暮らす人たちの相互扶助と協同の関係網のなかにどのように取り込まれていったのかが、彼と村人相互の異文化体験として、少なからずノスタルジックに叙述されている [Brandt 2014]。

地を含めた土地も新洞里に従って境界付けられた⁴。この新洞里がその後の地方行政において面の下位行政区分として位置づけられ、筆者の調査当時の韓国の農村地域では「法定里 *pŏpchŏng-ri*⁵」と呼ばれていた。これに対し、マウル (*maul*) やトンネ (*tongne*) と呼ばれる村落的な社会集団の境界付けやそれへの帰属意識は、洞里統廃合後も新洞里ではなく旧洞里、あるいは集落を基盤とするものとなっていた⁶。そして天然の障壁 (海や尾根) によって隣接する同様の社会単位と物理的に隔てられていない限り、マウル・トンネを構成する集落間に広がる田畑・山林の物理的境界 (いいかえれば、どこまでがマウル・トンネの地理的範囲か) は必ずしも明確なものとはなりえなかった⁷。

ここでは、村落 (マウル・トンネ) に暮らす人たちによる地理的・物理的な生活空間 (ならびにローカルな諸資源) の緩やかな共有・共用を前提として、村落コミュニティを、a) 対面的な相互行為の集積、ならびに b) 相互主観的な認識に基づく社会的・象徴的境界付けや帰属意識の構築、の両面から考えてみたい。いいかえれば、生業活動や日常生活における互助・協同とマウル・トンネの象徴的構築とのあいだの連関、あるいは相互性に着目しようとするものである。このようなアプローチは、ひとつに、相互行為としてのコミュニティと象徴として構築されるコミュニティの両者を結びつける実践としてコミュニティ概念を構想しなおそうとする平井京之介の議論を敷衍するものである [平井2012]。またこれを韓国 (朝鮮) 農村 (村落) 社会の民族誌的／社会経済史的研究によりひきつけて捉えなおせば、韓国の農村社会に実体的なコミュニティ (あるいは共同体) 概念を適用することの妥当性をめぐる議論に、より柔軟な視点を導入することを目論むものといえる。さらにより限定的な問題として、コミュニティ (共同体) によって担われるものと捉えられがちな様々な公共的、あるいは公益的な活動が、実態としてはどのような社会組織によって担われてきたのか、そして公共・公益的社会組織と (しばしばコミュニティ・共同体として捉えられる) 相互依存的で相互規制的な集合的関係性・共同性 (communality) の消長とのあいだにどのような連関や相互性を見出すことができるのかを問い直すものともなる。まず、韓国朝鮮の農村・村落社会についての先行研究において、実体的な (より正確にいえば、象徴的構築と相互行為的内実が不可分に結び付けられ、かつその結合が構造的・持続的であると捉えられるような) コミュニティ・共同体概念がどのように適用されてきたのか、いいかえれば、農村・村落社会の実態のいかなる側面を実体的なコミュニティ・共同体として捉えようとしたのかについて概観することから議論を始めたい。

⁴ 金翼漢の試算によれば、旧洞里の規模が比較的小さい忠清道と全羅道 (30~40戸) の場合は3~4個の旧洞里が合同して1つの新洞里を形成し、他の地域では50~70戸で構成されていた旧洞里1~2個が合同して1つの新洞里を形成した [金1996, p.15]。

⁵ 以下、韓国語語彙のローマ字転写はマッキューン=ライシャワー方式に従う。

⁶ 1930年代に推進された農村振興運動においても、その実施単位は単純に行政洞里である新洞里を単位として設定されていたわけではなく、「部落」等の新洞里よりも規模の小さい実質的な社会結合が単位とされることもあった [金1996, pp.216-221]。また、1940年代前半に朝鮮半島の農村を調査した鈴木榮太郎 [1943a] は、旧洞里の社会的独立性に着目して、これを朝鮮の「自然村」として捉えている。自然村の概念については後述部分を参照のこと。

⁷ 例えば、筆者が調査したYマウルは、近隣のUマウル、Kマウル、S集落とともに、K里という法定里を構成していた。K里の住民は、このいずれかのマウル・集落に対する帰属意識をおおむね有していたが、集落間に広がる農地にはマウル・集落に従った地理的境界が引かれていなかった。

1-1. 実体的コミュニティ概念の適用をめぐる問題

朝鮮半島の農村社会にコミュニティ・共同体概念を適用した先駆的な例としては、日本農村社会学の創始者のひとりである鈴木榮太郎による1940年代前半の植民地朝鮮農村の調査研究をあげることができる。鈴木はおおむね旧洞里を範疇とするような社会結合を、彼のいう「自然村」としてとらえた。この「自然村」とは、もともと日本の農村の実態に即して定義された一種のコミュニティ・共同体概念で、筆者なりに整理しなおせば、a) 居住の近接による地縁的結合、b) 様々な社会的紐帯と社会集団の累積、c) 村人たちに共有され、世代を越えて受け継がれる特有の社会意識の一体系、すなわち「時代時代の個人達を縦にも横にも」貫き、「生活のあらゆる方面に亘る体系的な行動原理」をなす「村の精神」による統制の3つを構成要件とする〔鈴木1940, pp.35-39, 79-85; cf. 拙稿2007〕。この自然村概念を朝鮮農村に適用しうることの根拠として鈴木が挙げているのは、洞祭を営む祭祀団体の組織、自治的機関としての洞中契（洞契）の組織、共同奉仕事業や洞宴の存在、共同労働組織としてのトゥレの組織、ならびに共有財産の存在である〔鈴木1943a〕。朝鮮農村への自然村概念の適用においては、その3つの構成要件のうち特にb)に重点が置かれていたことをうかがいみることができる。a)の地縁的結合は社会集団や社会関係の累積の前提として捉えられており、ここで注目すべきはc)の社会意識体系（村の精神）による拘束・統制について明示的に言及がなされていなかった点である。

これと関連して、鈴木が日本と朝鮮の「自然村」の違いを印象論的に描写した記述を見てみたい。彼自身が「私の朝鮮農村社会学の体系的論構の半分以上の業を完成した様に思った」と自己評価する「朝鮮の農村社会集団に就いて」という論考の結びで、鈴木は、「朝鮮の自然村は集団組織に於いては内地〔日本〕の自然村よりも整備して居る様に思はれる」と述べる一方で、「然し自然村の人々の感情的融和や一体感の意識も矢張り朝鮮の方が内地よりも強いとは考へ難い様である」と述べている〔鈴木1943b, (其三) p.15; 旧字体のみ新字体に直す〕。いいかえれば、日本の農村に見出しうるような心理的一体性や社会意識体系の共有を、朝鮮の農村には必ずしも見出すことができないとするものである。そして「自然村の全一性」を明らかにするには、共同関心圏の問題と社会分化の問題をさらに立ち入って考察せねばならないと付け加えている⁸〔鈴木1943b, (其三) p.15〕。朝鮮の農村社会への自然村概念の適用において、心理的・社会的一体性（社会人類学的な用語でいいかえればコーポレート性 corporateness⁹ということになる）についての検証が不十分であった点を、鈴木自身が認めていたのだといえよう。

植民地朝鮮の農村社会への実体的な（より厳密に言えば、コーポレートな実体としての）コミュニティ・共同体概念の適用の妥当性については検証の余地が残されていたが、それでも鈴木による朝鮮の自然村の「発見」は、調査研究の基本単位を同定・対象化し、論ずべき問題系

⁸ 鈴木はこの2つの問題について、結論だけを述べればと前置きした上で、a) 定期市、通婚圏や文化圏としての旧郡の範囲がいずれも朝鮮の自然村の開放性を促している、b) 同族集団、社会階層、性別、ならびに長幼による分化が顕著に存するため、生活協同体としての全一性においては少なくとも「内地」（日本）の自然村よりも低い、と記している。

⁹ ここでいうコーポレート性 (corporateness)、あるいはコーポレート・グループ (corporate group) とは、エヴァンズ＝プリチャードやフォーテスらによって再定義された英国構造機能主義における用法に従うものである。すなわち、固有の名称、一体感、特定の居住領域などを具えた政治単位をなすこと [Evans-Pritchard 1940]、あるいは個人がその成員であることによって法的・政治的権利・義務を有するような法人・政治単位で、成員の補充、構造的持続、権利・義務・職掌・社会的債務の永続的行使によってその永続性が保証されるような集団 [Fortes 1953] を意味するものとする。

を明示したという点で、韓国朝鮮農村社会の研究において重要な画期をなすものであった〔cf. 拙稿2007〕。1960年代に本格化する韓国の社会学者による農村社会研究でも、鈴木其自然村概念をたたき台としてコミュニティ・共同体概念の再定義がなされた。その代表例ともいえる崔在錫の「自然部落」概念では、「社会生活のひとつの独立体をなしている」地域であることがその構成要件として強調される。崔は、「事実、韓国農村の社会生活においては、明確な独立性をもち、農村の人びとのほとんど全部の日常生活がそのなかで成り立つ一定の地域が存在」し、「この地域の社会生活もまた、ひとつの独自の慣習と伝統を有し、それ自体が全体としてひとつの統一体を保存している」と述べている〔崔在錫1975, pp.54-56〕。鈴木其自然村概念に込められていた心理的・社会意識的一体性と社会的イデオロギーによる拘束・統制が、崔在錫の自然部落概念では独自の慣習と伝統を有する社会生活の一独立体・統一体として読みかえられている。

このような読みかえがなされた背景として、鈴木が「自然村」という概念を用いることで日本の農村社会との類似性を踏まえつつ朝鮮農村の特徴を示そうとしたのに対し、崔在錫の場合、日韓農村の違いこそが概念的な区別を必要とするものとして捉えられていた点を挙げられる。また、少なくとも朝鮮の「自然村」については社会集団と社会組織を偏重する鈴木の論考とは対照的に、崔在錫の韓国農村社会研究の場合、社会生活全般に対する幅広い関心を読みとることができる。例えば、韓国の「自然部落」を同定するための3つの指標として彼が挙げているもののなかに、鈴木も指摘している「洞祭を共同で行う領域」に加え、「洞里毆打 (*tongni-mae*) ないし洞里追放がなされる範囲」と「凶事のときの哀悼の領域」が含められたことは、崔在錫がハードな集団・組織を必ずしも伴わないような社会生活上の一体性（あるいはまとまり）に着目していたことを示すものといえる。

一方、1960～70年代の韓国の農村・村落社会を対象とした民族誌的研究では、特定の一村落に焦点を絞った集約的 (intensive) かつ包括的 (holistic) な調査研究も行われた。長期にわたって村に住み込む形での本格的なフィールドワークが日米の人類学者によって試みられるようになったのもこの時期のことである。氏族構成、身分構成、経済的階層構造、文化伝統、ならびに指導者の権威と政治構造に見られる多様性、そして互助・協同の強弱や消長など、韓国朝鮮の村落の構成と社会統合に見られる多元・複合性と動態性は、1920年代初頭の村落調査においてもすでに指摘されていた〔朝鮮総督府1923〕。一村民族誌的な研究は、村落の構成と社会統合のこのような多次元的スペクトラムを視野に入れつつも、個別の村落に焦点を合わせた緻密な観察・記述を行うことによって、韓国の村落社会に対するより深い洞察をもたらすとともに、より厳密な対照研究を可能にするものであった。その代表例として、金宅圭による慶尚北道安東地域の河回1洞の民族誌〔金宅圭1964〕（ただし本格的な調査期間は1964年2月4～15日の10日間余りで、調査員2名、助手2名、現地協力者2名との共同調査といいうるものであった）、ブランド Vincent S. R. Brandt による忠清南道瑞山地域の半農半漁村ソクポの民族誌〔Brandt 1971〕、ならびに伊藤亜人による全羅南道珍島の上萬里の民族誌〔伊藤1977; 同1983; 同2013等〕を挙げることができる。このような一村民族誌的研究は、北米文化人類学の農民研究 (peasant studies) やコミュニティ研究 (community studies) を参照しつつも〔cf. Brandt 1971, pp.19-36; 伊藤2013, pp.24-34〕、コミュニティ・共同体概念の洗練や適用よりはむしろ社会人類学的な分析手法を活用した緻密な観察・記述により重点を置いたものとなっていた。

長期滞在型フィールドワークの手法を用いた韓国農村・村落社会の民族誌的研究は1980年代以降も続けられたが、コミュニティ・共同体概念の洗練と適用、あるいはその適用の妥当性に

関する論議は、人類学的な民族誌研究よりもむしろ朝鮮時代後期の農村社会を対象とする社会経済史的研究でより活発であった。朝鮮後期の村落を一体性の強い共同体と捉える李海濬は、下層民の社会組織を「郷村結契」や「村契」と名付け、それを具体的な事案を通じて結束した生活共同体として概念化し、互酬的で対等な関係に基づくものとして性格付けた〔李海濬1996; 同2006〕。これに対し李榮薫は、慶尚北道醴泉郡大渚里の朴氏家門に残される数多くの文書を整理分析し、治安・水利・共同労働・営林・教育といった公共的・公益的諸活動（彼の用語に従えば「公共業務」）が目的・成員と地理的な範囲を異にする多種多様な結社（李榮薫の用語に従えば「結社体」）によって別途に（「分散的」に）担われていたこと、そして19世紀のこの村落特有の現象として、朴氏の個人と村落内外の様々な身分・生業の人たちとのあいだに1対1の契的な関係（これを彼は「2人契」と呼んでいる）が結ばれていたことを明らかにしている。その上で、歴史的に見て朝鮮後期の洞里（旧洞里）が共同体をなしていたのかという問いに対し、相対的に平等な資格を持つ成員が強い帰属意識を共有する対象としてひとつの人格に昇華された共同体（すなわち平等主義的でコーポレートなコミュニティ）をそこに見出すことはできないと結論付けている¹⁰〔李榮薫2001〕。

朝鮮後期の村落は共同体であったのか、あるいはそこに共同体といえるようなコーポレートな社会結合を見出しうるのかについて、両者は対極的な議論を行っている。その論理構成を整理しなおせば、李海濬が村契やトッレを共同体的組織、いいかえれば共同体と不可分の実体として捉え、これと任意参加的な結社（association）とのあいだに概念上の明確な区別を設けていないのに対し、李榮薫は結社（体）と共同体を概念的に区別した上で、様々な任意結社によって分散的に遂行される公共的・公益的な活動を全的に掌握するようなコーポレートな共同体は存立していなかったとする。李榮薫のほうが個別の事例に即した実証的かつより緻密な議論をしているのは確かであろうが、その一方で、李榮薫の議論には、村落の構成と社会統合に見られる多次元的スペクトラムを考慮に入れずに、個別村落の事例研究から得られた知見を一般化するきらいがある。それ以上に、李海濬が観念的にはあるが共同体として対象化した緊密で集合的な関係性（あるいは共同性）を、李榮薫は斟酌しきっていないように思える。すなわち、「線」（2人契）の関係網と「円」の結社体（諸般の公共業務を分散的に遂行する諸契）を取り除けば、大渚里という末端行政単位に残されるのは住民の住居地とそれを取り囲んでいる耕地と山林の平面的な配置のみであると彼が述べる際〔李榮薫2001, p.282〕、そこからは「線」や「円」が埋め込まれている社会生活、いいかえれば、制度化された1対1の社会関係や諸結社を生成する基盤であり、またこのような関係や諸結社を通じて再生産される集合的（あるいは稠密的）な関係性や共同性が捨象されているように思える。

1-2. 実践としてのコミュニティの対照民族誌的考察

平井流の「実践としてのコミュニティ」アプローチに従えば、李榮薫の議論における諸般の公共的業務を担う諸結社は、コミュニティの実践を生み出す一媒体であるとともにコミュニ

¹⁰ ある団体を「共同体」として規定するための最低限の条件として、李榮薫は、a) 構成員相互間に権利・義務の一定の差別はあっても、一方が他方の人身を身分的に支配することは排除されること、b) 生得的に強い帰属意識を感じる対象であること、c) その限りで、個別構成員から一定の分離された独自の権威ないし人格として成立すること、d) 共同財産の所有のうえに追求される共同の経済的利害が構成員の社会的・経済的再生産において緊要の役割を遂行していることの4つを挙げている〔李榮薫2001, p.249〕。

ティ的实践の生産物として捉えられる。また、このような公共的・公益的諸結社の組織と運営は、コミュニティ的实践をめぐる人と人、人と集団、人／集団ともの（資源）の総体的な関係性のなかで対象化すべきものとなる。ただし、このような物言いでは漠然として実証的な考察の糧とはなりにくい。そこでここでは民族誌的諸事例を対照的に考察することで議論のたたき台としたい。まずこのような関係性の、ある意味で原初的なひとつのあり方として、ブランドによるソクポの事例研究を取り上げたい。

ブランドは1966年にソクポでフィールドワークを行ったが、彼の描くソクポのコミュニティは、氏族構成等の社会組織の明白な諸側面において近在の諸村落と異なるだけでなく、「集合的雰囲気」(collective mood) といった用語で要約しようような、より触感的に捉えがたいあり方においても異なっていた [cf. Brandt 1971, p.7]。ブランドはこれを「村落に遍く広がる結束の雰囲気」(prevailing mood of village-wide solidarity) [Brandt 1971, p.23], 「自生的なコミュニティに向けられた強い内集団的結束」(strong in-group solidarity for the natural community) [Brandt 1971, p.26], あるいは集合責任 (collective responsibility) のシステム・感覚 [Brandt 1971, pp.72-73, 144] と表現し、居住パターン、リネージ、年齢、世襲的ステータス、ならびに職業に基づくはっきりした区別と、このソクポ特有の集合的雰囲気とのあいだにどのように折り合いをつけるのかが調査資料を分析する際の課題であったと述べている [Brandt 1971, p.23]。

ブランドによれば「コミュニティの結束」(community solidarity) という概念は手で触れることができない抽象物で定義・把握することが難しく [Brandt 1971, pp.7-8, 144], またソクポの村人のなかでこのような抽象概念を用いて考え語るのも、里長他数名に限られていた [Brandt 1971, p.161]。住民同士の様々な違いに折り合いがつけられるのはおおむね2者間の相互行為においてであり、対面的状況における他の個人との眼前の付き合いが、村落の全住民を結びつける心的あるいは感情的紐帯という抽象的な意味での集団の結束に優先されることもしばしばであったという [Brandt 1971, p.161]。ブランドは個々人間の具体的な相互行為（年齢が近い者同士の付き合い、酒を酌み交わすインフォーマルな集まり、様々な機会での酒食の振る舞いと気前よさ、儀礼・儀式的機会、隣人同士の協力・協同、金銭を介さない物品・サービスの貸し借りや交換）に着目し、その多くに見られる特徴としての社会的互酬性と集合責任の感覚の記述分析を試みている [Brandt 1971, pp.144-183]。このような感覚が発揮される典型的な例として、ブランドが隣人同士の相互依存と協力・協同について親族間の相互行為と対照しつつ説明している箇所を引用しておこう。

「これら隣人同士の協同と結束の諸事例を、親族の行為パターンを非親族に延長したものと捉えることは誤りであろう。〔中略〕ある人たちは最も重要なのは隣人と良好な関係を保つことで、親族関係の義務が時には重荷になりうるという意見を表明した。たとえ共同的な活動への参加に違いが見られなくても、非親族間の密接で持続的な紐帯の基盤は、親族同士のそれとは異なる。このような〔非親族間の〕関係には、自発的で、非位階的な要素が含まれる。お互いへの信頼と敬意は、親族イデオロギーの道徳的信条よりは、むしろ長い付き合いと詳細な知識に裏付けられる。自己中心的で攻撃的な行為を控えることと紛争がすばやく解決されることは、一種のコミュニティ感覚 (a sense of community) を反映している。このコミュニティ感覚とは、それなしには隣人同士の調和の取れた生活が不可能であるような、ある種の不可避の要請を受け入れることを意味する」 [Brandt 1971, pp.156-157]。

徹底して内面化された道徳的規範によって規制され動機付けられる親族の関係と、個別具体的な付き合いと知識に支えられ、隣人同士の調和のとれた生活の維持に向けられるコミュニティ感覚によって促進／規制される非親族の隣人間の関係との対比は、イデオロギー的な次元では2種類の倫理体系の対比としても捉え直されている。すなわち、住民の振る舞いと相互行為は、公式的、顕在的、リネージ志向的で、明確に構造化された地位と権威の位階的な体系を体現する倫理体系と、非公式的でコード化された組としての道徳規準を具えておらず、隣人同士の相互扶助と協同、饗応、気前のよさ、寛容を重視する平等的コミュニティ倫理 (egalitarian community ethic) のいずれかによって規制されていたとする [Brandt 1971, pp.25-26]。

親族集団・リネージや世襲的ステータス (両班と常民)、あるいは経済的階層や職業の境界を越え、住民同士を互酬性と集合責任によって結びつける平等的なコミュニティ (共同性) が再生産されていたことと関連して、ブランドは、平等主義的な伝統を強化する3つの環境的ないしは制度的要因を挙げている。そのうちで最も重要であるのはリネージの数、構成、ならびに居住パターンで、ソクポの場合、4つの主要なリネージが構成されていたが、いずれも支配的と見なしうるものではなかった。第二の要因は経済的格差が比較的小さかったことで、いずれのリネージでも富める者と貧しい者のあいだに相当の違いが見られたが、実際の生活水準はそれほどの開きを見せていなかった。三点目は地理的な孤立性で、漁民と農民の伝統的な分業を前提とすれば、これによって経済的な相互依存が不可欠となる。また、両班リネージが他地域に住むより勢力の強い分派と密接な社会的・公式的紐帯を保つことも孤立性ゆえに難しくなっていた [Brandt 1971, pp.233-234]。

ブランドの描いたソクポの場合、コミュニティ感覚や平等的コミュニティ倫理によって (コーポレートな共同体、あるいは制度化された結社や社会関係を介さずとも) 発動される集合責任のシステムが、究極的には、このコミュニティの経済的にマージナルな (貧しい) 成員に何がしかの保護を提供する福利保険の一形態として作用していた [Brandt 1971, p.73]。これに対し金宅圭が1964年に調査した河回1洞 (河回洞) では、全国的な名門士族 (両班) の末裔である豊山柳氏の「同族」の住民と、大半が賤民の出身と見なされる「非同族」¹¹ (柳氏以外の氏族の出身者) の住民とのあいだに大きな経済的格差が存在し、経済的に不安定な「非同族」の住民は柳氏に依存することで生計を維持していた。河回洞の経済的階層構造と柳氏の大地主については1920年代初頭の田内通敏による調査報告でも比較的詳しく述べられているが [朝鮮総督府1923, pp.68-73]、農地改革から10数年を経過した調査時点においても、この村落の住民の所有する水田の84.4%、畑の86.9%は、全村落166戸のうち97戸、58.4%を占める柳氏の所有にあった (逆にいえば、全戸の4割程度を占める非同族世帯の所有する農地は、全所有農地の2割にも満たなかった)。農家数は、柳氏97戸中86戸、非同族69戸中46戸、合わせて132戸であったが、農地の所有形態に従って類別すれば、柳氏が地主16戸、地主兼自作15戸、自作34戸で、4分の3が自作以上の階層を占めていたのに対し、非同族の地主と自作は合わせて16戸のみで、3分の2にあたる残りの30戸は自小作、小自作、あるいは小作のいずれかであった。このように柳氏と非同族の経済的格差には調査時点においても歴然たるものがあった [金宅圭 1979, pp.79-80]。非同族は柳氏の所有農地や位土の小作、あるいは柳氏農家で農業労働に生計を依存する者が多く、なかでも父祖が柳氏と主従関係にあり調査当時も経済的に柳氏に依存

¹¹ この点について金宅圭は、この村落では過去の奴婢の子孫やその縁故者をすべて賤民出身と見なし、ているようだと述べている [金宅圭1979, p.184, 註2]。

していた者は、柳氏に対する全人格的な主従関係から依然として逃れることができなかった [金宅圭1979, pp.62, 68-69]。非同族の半数弱（30戸）は他地域の生まれで過去60年以内にこの村に転入した者であったが、「この村落が、所有する農地はなく、労働力はある人たちには住みやすいところ」であると柳氏が語っていたように、経済的に柳氏に依存していた点ではこの村で生まれた非同族と変わるところはなかった [金宅圭1979, p.73]。

ブランドが調査した1966年のソクポにおいて、比較的対等な隣人同士の相互扶助と協同が住民の生業と生計において高い重要性を示していたのに対し、1964年の河回洞の場合、身分的にも経済的にも下層にある非同族の住民の生計は、柳氏地主との位階的な支配—従属関係によって支えられていた。すなわち後者において、ブランドがソクポの事例から見出したコミュニティ感覚や平等的コミュニティ倫理は、仮に非同族の下層民のあいだで何がしかの相互扶助や協同を促進するものとして作用していたとしても、生業活動と生計維持における重要性がソクポの場合よりも格段に低かったといえるであろう。さらに河回洞の場合、柳氏の分派間の対立が、(ブランドの言い方を借りれば)抽象的な次元でのコミュニティの結束を阻害する要因として介在していたと見られる。まず、柳氏の二分派(宗家)、すなわち、壬辰倭乱時に領議政をつとめた13世柳成龍の直系子孫である西厓派と、成龍の兄雲龍の直系子孫で河回門中の大宗家の係累である謙庵派のあいだに、社会的威信と経済力をめぐる対立・緊張がうかがわれた¹² [金宅圭1979, pp.63-65]。加えて西厓派の内部には、過去に経済力が突出していた南村と北村という2つの家系のあいだの対立があり、両者のあいだに中道派と目される派閥も形成されていた [金宅圭1979, pp.37, 65, 174-176]。非同族の多くも柳氏との旧身分・経済的主従関係に従っていずれかの派閥に連なっており [金宅圭1979, p.147]、柳氏の分派間の対立は柳氏内部に留まらず非同族住民間の関係にも影響を及ぼしていた。

一方、1972年以降、伊藤亜人が断続的に滞在調査を実施した珍島上萬里の事例では、任意参加の契を媒介とする密集度が高く中心性が低い社会ネットワークが親族集団の境界を越えて張りめぐらされていた。契とは「財物による協力の一つの方法」としての「契方式」を採用した目的集団(「契集団」)であるが [鈴木1963]、上萬里(調査開始当時94世帯)では、豊富な穀物の備蓄をひとつの背景として、婚礼・葬礼に必要な物品の相互扶助や貯蓄、あるいは親睦を目的とした数多くの任意参加の契が村落住民の間で組織されていた。個別の契に参加する者の数は10名前後であったが、契の総数は伊藤の概算で130弱、村人の推算で200余りに達し、当初の目的が達成されれば消滅するが、新しい契も絶えず発生し、常に契集団の新陳代謝が行なわれていた。特に成人男性の間では、年齢が近接する者同士のインフォーマルで親しい関係の網の目の上に契集団が組織されており、村における様々な亀裂、特に門中間の利害対立を抑制する効果が大きかったと伊藤は述べている [伊藤1977; 同2013, pp.312-369]。

ソクポでは長い付き合いと互いについての詳細な知識によって支えられていた隣人間の相互扶助と協同(平等的コミュニティ)が、上萬里の場合、小規模で任意参加の契によっても強化され、再生産されていたといえよう。また伊藤によれば、契による相互扶助の関係網は、農作業における労働力交換の慣習とも密接に関連していた。上萬里の場合、田植えや収穫時の農繁期における労働力の不足分が親族間の協力とプマシ(労働力交換)によってほぼ賄われており、賃労働力を雇用する農家は耕作規模が大きい1世帯に留まっていた。プマシの労働力交換はその

¹² 門中内での序列では兄の系統で大宗家である謙庵派が上であったのに対し、派祖の官職と子孫の数(調査当時で、謙庵派33戸、西厓派59戸)、ならびに経済力では西厓派が優勢であった。

都度自己を中心として設定され、個々の相手との1対1の個別関係で決済されていたが、村全体の田植えの日程が遅れる気配があると、里長が音頭をとってほぼ一日のうちに村中の田植えの日程とプマシの予定が決められることもあった。荒天のため田植えができなくなれば村全体の日程が順延された [伊藤2013, pp.359-364]。すなわち、短期集中的に行わねばならない農作業の日程が詰まった場合には村全体のプマシが運動的に組み立て運用されることとなり、結果的に村落規模のコミュニティの結束にも一定の寄与を果たしていたといえるかもしれない。

伊藤の議論では、契とプマシによる経済的な相互交換体制が、門中間の対立葛藤の抑制だけではなく、住民間の貧富の拡大を絶えず抑制し平準化するメカニズムとしても作用していた可能性が指摘されている [伊藤2013, p.367]。しかしソクポや河回洞の事例と対照すると、これ以外にもコミュニティの結束を支えていた上萬里独特の要因を指摘できる。まず、農家世帯の世帯主のほとんどが上萬里の出身で、村外からの移住者は、僧侶や理髪師など農業以外の職業に従事する者、結婚後妻方居住(テリルサウイ)をする者、その他一部に限られていた。個別世帯の社会経済的ならびに儀礼的な自律性と持続性も高く、親の世帯から独立したチャグン・チブ(陸地では長男が結婚後親世帯に残るのが一般的だが、珍島では長男が独立して次三男が残ることも例外的ではなかった)と親世帯を継承したクン・チブとの関係も比較的対等であった [伊藤2013, pp.124-141]。このように村落を構成する農家世帯の自律性・持続性と社会経済的な均質性・対等性が顕著に高かった点が、上萬里の(平等的な)コミュニティ結合の強さの背景にあったと見られる。

さらに伊藤の調査当時の上萬里におけるコミュニティ結合を支えていた今一つの要因として、村落住民の福利厚生や公益を目的とした自治的な結社組織が安定的に運営されていた点を挙げることができる。上萬里の洞契は、村に居住して独立した世帯を構えていることが成員の基本条件で、その成人男性世帯主が成員の資格を得て運営に携わった。転出すれば成員権を失う一方で、転入者も長く住んでいて世帯を構えていれば加入が認められた。1882年以前から続く歴史の長い組織で、村有山林・共同墓地や共同井戸、公会堂、セマウル倉庫等の財産・公共施設を共同所有するとともに、地先海面での海草採取権といった生活と密着した資源の管理主体ともなっていた。天幕、秤、婚礼衣装、駕馬、喪輿、楽器等、村の備品も多くに上り、「洞物台帳」という帳簿に記録され管理された。村の祭り(陰暦正月15日のコリジェ *hōrije*)などの行事も洞契によって運営された。すなわち、伝統的な「村ごと」(*tongne-il*)がすべて洞契によって主管されていた [伊藤2013, pp.374-380]。洞契は韓国の農村社会全般に広く見られる村落単位の自治結社であるが、その財政的基盤の規模と安定性、共有・統制する生活資源の有無と稀少性、ならびに村の共同生活に必要な伝統的活動としての「村ごと」の内容には幅があり、上萬里のように幅広い活動と高い安定性・持続性を示す例が必ずしも一般的であったわけではない。

くわえて村落の共同的、自治的組織として自生的に組織された振興会が活発な活動を展開してきたことも、上萬里の特徴として挙げられる。上萬里の振興会は1928年に発足し、2年後には村の9割近い世帯が会員として参加して、実質的に村全体の振興事業の推進母体となった。振興会の発足に中心的な役割を果たしたのは、旧韓末から1925年まで面長(面役場の長)を勤めた人物で、上萬里の主要門中のひとつの出身であった。財政面では会員が平等に拠出して共同資金を設け、これを利殖する一方で、共同労働で得た収入も資金に加え、農地も購入し、最盛期には近在でも資金の潤沢な契として知られていた。1933年には地元の金融組合から建築資材の半分を無償で贈られて集会所と共同購買店を兼ねた公会堂を建設し、1930年代には当時珍

島の村落では唯一の共同沐浴場（銭湯）も設置した。その他、共同井戸の整備、村営の理髪店経営、豚や山羊の共同飼育、作業用発動機の購入、未就学児童のための夜学と書堂への財政支援、孝子烈女や善行者・功労者の表彰、冠婚葬祭の簡素化と浪費の抑制、賭博の禁止、過度な飲酒の禁止などの多方面にわたる活動を展開した。解放後も活動を継続していたが、次第に指導層の高齢化が進み、伊藤の調査当時にはすっかり停滞していたという〔伊藤2013, pp.383-389〕。

以上の3つの事例だけからでも、平等的コミュニティ・共同性の生成が普遍的な現象ではなく（あるいは村落のすべての住民がそれに均しく関与していたわけではなく）、またこのような関係性が立ち上がっていたとしても、その持続性・再生産が無条件に保証されていたわけではなかったことが分かる。ここでコミュニティの象徴的構築に目を転ずれば、上萬里の場合、村落を単位とする活発な自治的活動と持続性の高い諸結社、ならびに公共施設や貯水池といった村落の地理的空間に刻まれた諸資源が、上萬里という村落の象徴的構築、いかえればその象徴的な境界付けを強化し、再生産してきたといえよう。また、珍島で書堂教育の盛んな村として一、二を争うほどであったことも、村落住民によって共有される威信（象徴的資本）であったと推測される〔伊藤2013, pp.413-446〕。これに対しソクポでは、住民同士の対等的で互酬的な相互行為が活発で、近在の村落と比べ情の篤い村落であるという自負心も見られたが¹³、地理的な全体としての村落に対する帰属意識や愛着は必ずしも強くはなかった〔Brandt 1971, pp.144, 177-180〕。一方、河回洞は柳氏門中の拠点として象徴・観念化されており、特に柳氏の場合、村落自体への帰属意識よりも全国的な名門士族家門への帰属意識のほうがより強かったのではないかと推測される。

平井は、これまでのコミュニティ概念に対する批判の多くが、象徴によって構築されるコミュニティと相互行為としてのコミュニティを混同することによるものではないかとし、「コミュニティに同質的で境界がはっきりしているという観念がある場合でも、それに関わる相互行為が多様性や矛盾を含み、統合が緩やかで、つねに変化していることは十分ありうる」と述べている〔平井2012, p.9〕。韓国の村落の場合、統合が緩やかで流動性・可塑性が高いだけではなく、上の3つの事例からもうかがえるように、村落の象徴的構築・境界付け自体が決して安定的ではなく、村落への帰属意識も時には流動的であった。さらに嶋陸奥彦が1974～75年に調査した全羅南道羅州郡の青山洞の事例では、村落住民の一部の近隣村落への移住により村落の地理的境界が引きなおされたり、村落を基盤とする公益的で自治的な諸結社が世代交代とともに解散され、再組織されてもいた。また、このような結社の成員権の認定をめぐる、村落の社会的境界と地理的境界のあいだにずれが生ずることもあり（具体的には、村落外に転居した者の一部が村落結社の成員として留まるなど）、その際には交渉を通じて暫定的な調停が図られていた〔嶋1990〕。社会的実体としてのコーポレートなコミュニティ・共同体概念を適用することの妥当性が必ずしも高くはない韓国・朝鮮の農村・村落社会の場合、相互行為の蓄積としてのコミュニティ結合（あるいは対等的で互酬的な共同性の弛緩や位階的關係性の優勢）とコミュニティの象徴的構築を分析上区別した上で、両者を架橋する実践に着目するアプローチの有効性がより高いといえよう。

¹³ 近在の村落と比べて経済発展に遅れた落伍した村落であるというネガティブなアイデンティティも、村落の象徴的境界付けに寄与するものであったといえるかもしれない〔Brandt 1971, pp.83-87〕。

2. 産業化後の農業経営と互助・協同

本節では1980年代末の滞り調査当時のYマウル諸農家の農業経営を概観したうえで、農繁期の世帯外労働力の動員と農作業の機械化を中心に、互助・協同とコミュニティ的規制の実態を記述分析する。

2-1. 1980年代末のYマウルにおける農業経営

高齢者の世帯や世帯主が農業以外の職業に従事する一部の世帯を除けば、調査当時のYマウル諸世帯の主たる生計手段は農業で、特に水稲耕作が主要な現金収入源となっていた。表2-1¹⁴は、調査当時のYマウル45世帯の農業への従事状況を整理したものであるが、農業をまったく行わない世帯は3世帯（高齢女性の独居、精米所経営、牧師）のみで、これを除く42世帯は何らかの形で農業に従事していた。そのうち4世帯は畑作のみしか行わず、稲作に従事していたのは残りの38世帯であった。耕作規模と水田の所有形態には違いは見られたが、当時はまだ稲作を大規模に行う農家はなく、稲作農家の水田耕作規模は平均3,000坪（約1ha）弱で、最大でも6,000坪（約2ha）程度であった。

以下では、稲作と畑作に分けて調査当時の農業経営の実態を整理する。

2-1-1. 稲作

稲作を営んでいた38世帯のうち、当該世帯から直接データが得られた33世帯に限れば、水田耕作面積は最小で800坪、最大で6,000坪、平均2,770坪であった。ただし未調査の5世帯のうち1世帯は中程度の規模（3,000坪程度）、4世帯は比較的大きな規模（4,000坪程度）で水田耕作を営んでおり、この5世帯も含めれば、稲作農家の経営規模は平均2,900坪程度であったと見られる¹⁵。この値は、Yマウル住民が村の農家の水田耕作面積の平均として語っていた15マジギ（3,000坪）程度におおむね近い値となっている。

表2-1に従って稲作営農規模別の内訳を見ると、まず水田耕作面積が2,000坪未満の11世帯のうち、夫に先立たれ、既婚男性の働き手のいない既婚女性の3世帯（36-李 TS、43-黄 PC、45-朴 PS）を除く8世帯では、男性世帯主の年齢が25-金 PH（40歳）以外はすべて54歳以上で、50代が2世帯、60代が3世帯、70・80代が2世帯となっていた。2,000坪以上4,000坪未満の12世帯でも、夫に先立たれた女性が未婚の娘と同居する1世帯（4-安 SN）を除く11世帯で、男性世帯主の年齢は45歳の9-金 SBを除けばすべて52歳以上で、50代が4世帯、60代が4世帯、70代が2世帯となっていた。ただしこのうちの3世帯は60歳以上の父が20代後半から30代前半の息子とともに農業を営む世帯であった。これに対し、経営規模が4,000坪以上の15世帯では、男性世帯主の年齢が比較的若かった。父と息子が一緒に農業に従事する2世帯を除く13世帯で、30代が3世帯、40代が2世帯、50代が6世帯、60代前半が2世帯となっていた。特に30代の11-金 SM、34-金 CY、38-宋 PHは、経営規模がそれぞれ5,400坪、4,500坪、6,000坪で、これに6,000坪を耕作する43歳の15-崔 PUを加えた4世帯が、稲作経営規模で上位4世帯をなしていた。

稲作の経営規模が比較的大きい世帯で、男性世帯主の年齢が比較的若い、あるいは父子で農

¹⁴ 個別世帯の略称は、世帯番号と男性既婚者の姓・仮名の組み合わせからなる。個別の住民の仮称もこれに従う。詳しくは、拙稿 [2014, p.72, 注4] を参照。

¹⁵ 未調査の5世帯については、他の住民の証言から得られた推計値を用いた。

表2-1. Yマウル世帯の農業従事状況 (1989年)

		水田耕作規模 (坪)			合計 (戸)
		0以上2,000未満	2,000以上4,000未満	4,000以上	
稲作農家	自作	6 (5-金 PR, 21-金 KS, 25-金 PH, 28-安 CG, 43-黄 PC, 45-朴 PS)	5 (8-金 KY, 10-金 PJ, 18-金 SY, 19-安 KS, 40-金 PR)	3 (24-金 CY, 33-安 CS, 35-金 PJ)	14
	自小作	1 (20-金 KY)	2 (4-安 SN , 7-楊 PG)	4 (15-崔 PU, 26-安 CR, 38-宋 PH, 42-金 PY)	7
	小自作	2 (17-安 KJ, 44-崔 CS)	4 (16-宋 PH, 22-金 TY, 23-金 TY, 41-全 SG)	4 (1-金 HY・SY, 11-金 SM, 32-安 YS, 34-金 CY)	10
	小作	2 (14-安 MS, 36-李 TS)	0	1 (2-姜 SR・UG)	3
	不明	0	1 (9-金 SB)	3 (12-金 IS, 13-朴 CG, 31-宋 CG)	4
	小計	11	12	15	38
畑作のみ	4 (3-金 SO, 6-金 OC, 30-安 CM, 39-邢 SR)			4	
非農家	3 (27-李 PS, 29-姜 HT, 37-金 KY)			3	
合計				45	

凡例：1989年7～9月に実施したYマウルの世帯調査による。()内は内訳、**太字**は女性世帯主、*斜字体*は世帯調査への協力が得られず、他の村人の推算に従って分類したもの。

業経営に当たっていたという事実は、世帯内労働力の質あるいは量が、経営規模を決定する重要な要因として作用していたことを意味する。加えて、壮年や中年の世帯主の場合、未婚の子供の学費や結婚・独立費用を稼ぐ必要もあり、経営規模の拡大がより強く動機付けられていた。逆に高齢の世帯主の場合には、体力が衰え、大規模な営農が難しくなるとともに、子供もおおむね結婚あるいは就職して、夫婦の生活を維持することが可能な程度にまで営農規模を縮小する傾向がみられた。また、30～40代の男性世帯主の場合、単に稲作経営規模が大きいのみならず、耕耘機や田植え機等の農業機械も導入し、自分で耕作する水田だけでなく、耕耘機を所有せずに小規模の稲作を営む高齢者の農作業の一部を代行し、労賃を受け取るケースも見られた。整理すれば、稲作の経営規模は、世帯の男性労働力の質（年齢と体力）・量と生計上の必要性（あるいは現金の需要）に従って、ある程度柔軟に調節されていたといえる。

次に、稲作経営規模がどのように調節されていたのかを見るために、水田の所有・貸借状況について整理してみよう。直接データを得られた稲作農家33世帯に限れば、水田の所有面積は0坪から4,800坪までで、平均1,810坪であった。この33世帯の水田耕作規模の平均が2,770坪であったので、1世帯あたり平均1,000坪強の水田を賃借していた計算になる。一方、水田を所有するが自家耕作はせずに、近隣の農家に賃貸する例が3世帯あった。それぞれの所有面積は、

表2-2. 水田耕作面積4,000坪以上の農家（1989年）

類型	耕作者	年齢	所有面積 (坪)	賃借面積 (坪)	賃借元
a) すべて自家所有	24-金 CY	53	4,000	0	
	33-安 CS	55	4,000	0	
	35-金 PJ	52	4,000	0	
b) 家族から小規模賃借	38-宋 PH	37	4,800	1,200	弟
c) 家族・近親から賃借	34-金 CY	34	1,000	3,500	伯父, 次兄
	26-安 CR	60	3,400	600	チャグン・チブ
d) 賃借元が少数	15-崔 PU	43	3,000	3,000	元K里在住安氏2戸
	32-安 YS	64	100	4,000	26-安 CR, 28-安 CG, P面Sd里住民
	42-金 PY	53	2,200	2,200	宗中 (4マジギ), ソウル在住の近親 (4マジギ), 南原郷校忠列祠水田 (3マジギ)
e) 賃借元が多数	1-金 HY・長男 SY・次男	71・40・38	1,000	3,000	宗中を含めYマウル5戸程度
	11-金 SM	38	1,400	4,000	宗中, 43-金 PT, Kマウル2戸, 南原在住者〔元K里在住〕・ソウル在住者各1戸

3-金 SO が800坪, 6-金 OC が800坪, 30-安 CM が4,400坪であった。以下, 所有と賃借の実態を, 水田耕作面積が4,000坪以上の比較的大きい規模の経営を行う農家と, 水田耕作面積4,000坪未満の中小程度の規模の経営を行う農家とに分けて, より詳しく見ることにする。

まず, 水田耕作面積4,000坪以上の農家は, 所有と賃借の実態に即して表2-2のように5つの類型に分けることができた。

水田耕作規模が比較的大きい農家のうち, 自作農（ここでは稲作のみに限る）は3世帯のみで, 他の農家では, 規模の大小はあるが, いずれも水田を賃借していた。ただし b) に分類した38-宋 PH は, 光州で公職に就く弟が父から分与された水田を賃借していたもので, 農繁期の休日には弟が手伝いに来ることもあった。すなわち, 向都離村した弟の結婚・独立に伴い, ある種儀礼的な（生計維持において副次的である）財産分与として水田の名義の一部を弟に移したが, 実質的な耕作は生家に留保した分も含め生家に残った兄が一括して担当し, 弟も補助的な役割を果たしていた [cf. 拙稿2014, p.54]。すなわち, 農業経営においては父・兄の世帯と弟の世帯が一体をなしていたと見ることも可能である。

これに対し, c) に分類した2世帯では, 家族や父系近親者からのみ水田を賃借していたものの, 農地を所有する家族・近親の農業経営への関与は見られなかった。近親の離村者から水田の管理を委託される形での賃借は, 産業化過程特有の現象でなかったとしても, この過程での人の移動を如実に反映するものと考えられる。

一方, d) と e) については, 所属する宗中（父系親族団体）, 近隣農家（32-安 YS の全賃借地と1-金 HY ならびに11-金 SM の一部賃借地）, 近親以外の離農者（15-崔 PU の全賃借地と11-金 SM の一部賃借地）, 地域の民間団体（42-金 PY が一部賃借地を儒林が運営する祠廟から賃借）等, 家族や近親以外からの賃借も見られた。このうち所属宗中の水田は, 祖先祭祀

表2-3. 水田耕作面積4,000坪未満の農家（賃借者のみ・1989年）

類型	耕作者	年齢	所有面積 (坪)	賃借面積 (坪)	賃借元
a) 所属宗中から賃借	4-安 SN	71(女)	1,600	400	恩津宋氏宗中
	14-安 MS	69	0	1,400	外祖父祭祀用水田, 広州安氏私宗中
	16-宋 PH	58	700~800	2,200~2,300	宗中
	20-金 KY	54	1,300	200	宗中
b) 近親・姻戚から賃借	17-安 KJ	64	600	1,200	南原在住の妻の兄
c) その他	7-揚 PG・次男	63・28	2,000	600	南原在住の彦陽金氏
	36-李 TS	53(女)	0	1,400	不明
	41-全 SG	52	800	1,600	宋氏宗中, 金氏宗中, 全州在住の金氏
	44-崔 CS	54	600	1,100	43-金 PT, 近隣の安氏

の費用等を拠出するために設けられた共有財産で、有利な条件で賃借しうる面もあれば、借り手が見つからない場合に構成員のひとりが半ば義務的に耕作を請け負うこともあった。また d) と e) の場合、賃借地の規模は最低でも2,200坪で、おおむね3,000~4,000坪程度と比較的大きかった。32-安 YS 以外は主たる働き手である既婚男性の年齢が30代から50代で働き盛りであった。32-安 YS は未婚の娘をふたり抱えていた。このように、いずれの場合も経営規模を拡大する動機付けが強く働いていた。このため、近隣農家や離農者等の非親族との契約性の強い賃借関係を含め、可能な手段を総動員して経営規模の拡大を図っていたことがうかがえる。

次に、水田耕作面積4,000坪未満の中小程度の規模の経営を行う農家について、水田を賃借していた者に限って整理しておこう（表2-3）。

まず、主耕作者（夫に先立たれた既婚女性も含む）の年齢はいずれも50代より上で、一族の宗中や近親・姻戚からのみ賃借している例が9世帯中5世帯と半数強を占めていた点を特徴として挙げられる。この5世帯のうち、17-安 KJ（順興安氏）を除く4世帯は三姓（Yマウル・近隣を親族活動の拠点とする彦陽金・広州安・恩津宋の3つの大宗中）のいずれかに属していた。これに対し、宗中や近親からの賃借を行わない4世帯は、いずれも三姓以外の他姓であった。17-安 KJ の場合、彦陽金氏出身の妻の故郷がYマウルに隣接するUマウルで、結婚後妻の両親を扶養するためにここに移住したという経緯があった。41-全 SG も、隣接するKマウルへの転入当初は姉の婚家から農地を賃借していたが、調査時点では他から賃借するようになっていた。他地域・他村落から転居してきた三姓以外の他姓の場合、所属宗中の共有農地が近隣に設けられていない場合がほとんどで、転居先に暮らす、あるいは縁故を有する近親・姻戚から農地を借りられない場合には、賃借元として他の氏族の宗中¹⁶や近隣農家、あるいは離農者に

¹⁶ 宗中の水田の小作は、墓の管理や宗中の雑用を行うことの代償として、賃借料が安く設定されることが多く、その点では賃借者側に有利なものとなっていた。反面、在地士族の宗中の墓の管理人は、以前は士族よりも身分が低い他氏族の者がつとめることが通例であったので、賃借地を所有する宗中の成員、特に高齢者から、卑賤視を受けることもあった。また、未調査のため事例としては示さなかったが、2-姜 SR・UG は1988年に彦陽金氏大宗中の管理人として雇われ、大宗中所有の住居に暮らし、大宗中の所有地を耕作していた。

表2-4. 水田の賃貸（1989年）

類型	世帯主	年齢	所有面積（坪）	賃貸面積（坪）	賃貸先
a) 家族・近親に賃貸	3-金 SO	71(女)	800	800	Uマウル居住の甥
	21-金 KS	78	1,400	400	弟22-金 TY
b) その他の近隣農家に賃貸	6-金 OC	67(女)	800	800	22-金 TY
	10-金 PJ	73	4,000	2,000	1-金 HY・SY・次男
	28-安 CG	81	3,000	2,600	Uマウル・Kマウル農家1軒ずつ
	30-安 CM	78	4,400	4,400	32-安 YS, Kマウル農家等

頼らざるを得なかったのだといえよう。

最後に、所有する水田の一部、あるいは全部を自家で耕作せず、近隣の農家に賃貸していた事例も見ておこう（表2-4）。

いずれも、老齡夫婦の二人暮らしや夫に先立たれた老齡の既婚女性の世帯等、壮・中年男性の働き手がない世帯で、家内労働力では耕作しきれない水田を近隣農家に賃貸していた。またいずれも三姓に属する世帯であったが、父系近親以外の者に貸す例も相当数見られた。

以上の事例から、調査当時のYマウルの農家の稲作経営では、水田を所有しない一部の農家（14-安 MSと36-李 TS）を除き、自家で所有する水田を基盤としつつも水田を貸し借りすることによって、家内労働力の状況や生計維持・子供の扶養等の家計上の必要性に応じた経営規模の柔軟な調節が可能になっていたことが分かる。水田の賃借元については、家族・（非父系を含む）近親／所属宗中／近隣の農家・地主／他氏族の宗中／離農者の5つに大きく分けることができたが、貸し借りの当事者は一部を除き家族・近親、隣人あるいは元隣人で、既存の血縁ないしは地縁の関係を基盤として農地の貸し借りが行われていた点にも注意を喚起しておきたい。

2-1-2. 畑作

調査協力が得られた33世帯¹⁷に限れば、畑の耕作規模は最小で100坪、最大で2,000坪で、平均610坪であった。これは水田耕作規模の4分の1にも達していなかった。また、1,000坪以上の畑を耕作していた例は、34-金 CYを除けば、いずれもすべて自家所有で畑の賃借はしていなかった。34-金 CYの場合も、所属宗中の共有地を小規模に賃借するのみであった。他方で、畑を賃借していた農家は、賃借規模が最大でも600坪で、基本的に自家消費用の作物を栽培するものであった（表2-5）。すなわち、畑作はおおむね自家消費用の作物の栽培に留まっており、稲作のように農地を賃借してまで経営規模の拡大を図る例は見られなかった。

Yマウルでは現金収入を目的とした畑作物の大規模な栽培は当時ほとんど行われておらず、そのひとつの要因として、稲作主体の農業地域であったことと気候と地質が稲作以上に収益性の高い作物や果樹の栽培に適していなかったことを指摘できる。これは、現金収入源の確保や拡大を目論む際に取りうるる手段に、一定の制約を及ぼすものであった。すなわち、現金収入を増やすには、賃借によって稲作の規模拡大を図るか、あるいは農業以外の現金収入源を確保す

¹⁷ 調査協力が得られた稲作農家33世帯のうち、5-金 PR、28-安 CK、36-李 TS、40-金 PYの4世帯は畑作を行っていなかったか、あるいは具体的な回答が得られなかった。他方で、畑作のみを行っている農家が4世帯で、合わせて33世帯についての資料が得られた。

表2-5. 畑の貸借 (1989年)

a) 畑作面積1,000坪以上			b) 畑作面積1,000坪未満で貸借		
耕作者	所有面積 (坪)	貸借面積 (坪)	耕作者	所有面積 (坪)	貸借面積 (坪)
10- 金 PJ	1,000	0	1- 金 HY	0	600賃借
15- 崔 PU	1,000	0	11- 金 SM	0	200賃借
16- 宋 PH	1,500	0	18- 金 SY	0	500賃借
24- 金 CY	2,600	600賃貸	22- 金 TY	50	300賃借
32- 安 YS	1,000	0	38- 宋 PH	400	400賃借
33- 安 CS	1,000	0	39- 邢 SR	0	400賃借
34- 金 CY	1,300	200賃借	41- 全 SK	150	150賃借
35- 金 PJ	1,200~1,300	0	44- 崔 CS	0	300賃借
42- 金 PY	1,000	0			

るしか途がなかったのだといえる¹⁸。

2-2. 世帯外労働力の調達と機械化

前項で示した通り、調査当時のYマウルの農家では、世帯内の労働力の量と質、ならびに家計の必要によって、主たる現金収入源である稲作の耕作規模を調節する様子が見られた。他方で、世帯内労働力では賄いきれない農繁期の作業、なかでも田植えと稲刈り・脱穀作業については、世帯外の労働力を動員するか、あるいは作業の一部を農業機械によって行うことで集約化がはかられていた。特に田植えは苗の生育状況と水利条件との関係で作業に適した時期が限られており、短期間でより集約的な作業が必要とされた。本項では、世帯内労働力のみでは賄いきれないような集約的な作業をどのように行っていたのかを、田植えと稲刈り・脱穀を中心に記述分析する。特に、産業化以前の農村で世帯外労働力の主たる調達方法であった日雇い労働とプマシ、ならびに産業化の過程で進みつつあった農作業の機械化を中心に、相互扶助・協同の実践と村落コミュニティの再生産がどのような関係を切り結んでいたのかについて考察する。

植民地期の小作慣行に関する報告書によれば、当時の農村には農地を所有せず、小作地の確保も難しく、自営せずに地主や富農に雇用されることで生計を立てる農業労働者層が存在していた [朝鮮総督府1929, pp.31-34]。彼らは人口の流動性が高く、農業以外の労働にも随時従事することでマージナルな生計を維持していたのではないかと見られる。また、P面と同様に南原地域に属する周生面の一農村を対象とした1930年代の調査によれば、世帯外労働力の調達方法として、中農群では日雇いとプマシが併用され、貧農群ではプマシの比重がより高く、極貧農群ではプマシが主流で日雇労働力はほとんど活用されていなかった [大野1941, pp.170-182]。Yマウル住民が語る生活史によれば、富農や農業以外の現金収入源を持つ農家の場合、年雇用の住み込み男性労働者 (作男 *mōsūm*) や日雇い労働者を雇う例もかつては珍しくはなかった。

¹⁸ ただし、比較的若い営農者のなかには、15- 崔 PU のように、ビニールハウスでのシメジの栽培や水田でのワシゴ栽培とドジョウ飼育を試みたり、2- 姜 SY のようにビニールハウスで唐辛子の栽培を試みる者も一部には見られたが、稲作ほどの収益性は確保できていなかった。また、一部の農家は肉牛や豚を飼育し、大半の農家で飼っている犬も食用に売られたが、これも収益性が高くはなかった。

しかし産業化と都市への大規模な人口流出の過程で、青年・壮年労働力の不足と賃金の上昇が進み、作男の雇用も1970年代末までには行われなくなったという。嶋による1970年代前半の全羅南道羅州地域の調査によれば、当時でも貧農の未婚の子弟が他の農家に日払いで雇われる例が普通に見られ、歳末の村落の総会でその際の労賃を取り決めたが、人口流出が進むにつれてこのような「共同体的取り決め」も効力を失っていった。1978年には最低賃金の取り決めに変わり、1984年にはそれを合意で決めることもなくなったという [嶋1985, pp.13-23, 94-104]。

調査当時のYマウルで農繁期の農作業に日雇い労働を調達する例は、経営規模が小さい高齢農家や農業以外の現金収入源を持つ農家(41-全SG等)に限られていた。その理由として、第一に嶋も指摘しているように、未婚青年層の大規模な流出によって農繁期に村内で日雇い労働力を調達することが事実上不可能になっていたこと、第二に、部分的にはあるが農作業の機械化が進み、田起こしやロータリー等の耕耘機を使う作業や田植えと稲刈り・脱穀等の専用の機械を使う作業を、機械を所有・保有する(比較的若い)営農者に廉価で委託することが可能になっていたことを挙げられる。調査当時に日雇い労働力を調達していた農家では、提供を受けた労働力に見合う代価を自家の労働力で補償できない、あるいは他の仕事との兼ね合いで専門性の高い農家とプマシを組むことが難しい等の理由で、日払いで人を雇って田植え・稲刈りの作業を行っていた。このような場合、Yマウルや近在の農家では人手の余裕がなく、また村落内では労賃が低く抑えられていて日雇い労働を頼みづらかったため、おおむね村外から人手を調達した。1989年の労賃は1日7,000~8,000ウォン程度で、人手が求めにくいときには1日1万ウォン程度を支払うこともあった。

これに対し、プマシによる労働力の調達は、調査当時でも広く行われていた。

2-2-1. プマシ

プマシ(*p'umasi*)とは近隣の農家世帯の間で組まれる等価的な労働交換で、ある農家が別の農家から人手を供出してもらいと、その代価として後日、同じ分の人手を相手の農家に供出する形をとる。

調査当時、人力では、田植えの場合1日に100坪程度、稲刈りの場合1日に110~140坪程度の作業が可能とされていた。田植えや稲刈りは、過疎化が進み成人男性労働力が不足するようになる前には専ら成人男性によって担われていた作業で、プマシを行う場合にもかつては成人男性のみが労働交換の対象となり、そこに女性は含まれなかった。また高齢で体力が衰えた男性は、自らプマシを組まないようにしていたという。しかし調査当時までには既婚女性も田植えや稲刈りの作業に加わるようになっており、プマシにおいても男手を供出してもらった代価に女手を供出することが可能になっていた。高齢者が比較的若い者とプマシを組む事例も見られた。

田植え作業でのプマシの事例を以下に一つ挙げておこう。

事例2-1. 田植えのプマシ(1989年6月16日, 35-金PJ宅)

作業前日の35-金PJ(男・1938年生)の説明によれば、彼の家での田植え作業は、田植え機で2回に分けて3,000坪分(機械所有農家に委託)、手作業2回で900坪分、合計3,900坪分が終わり、700坪分が残っていた。このうち2ヶ所に分かれる400坪と200坪、計600坪分の作業を翌日6月16日にプマシで行うことにした。作業者としては、金PJ夫婦の他に人手を4人手配済みで、朝7時頃に作業を開始し、夕方7時半か8時頃までの一日がかりの作業になる見込みであった。

その間、作業に来てくれた人たちに食事を朝・昼・夕方の3回振る舞わなければならないが（ただし朝と夕方は間食 *saekkori* で軽い食事になる）、妻は昼12時頃まで作業をし、その後は昼食の準備をする予定であった。プマシで田植えを行う場合、主婦は食事の準備にあたらねばならないので、通常は田植えの作業には加わらないが、彼の家では「特別に」妻も田植え作業をするのだという。田植えのプマシで振る舞う食事としては、豚肉や海産物などの料理を準備し、マッコルリやソジュといった酒も提供せねばならない。男性には煙草1箱（200ウォン）も与えるとのことであった。

6月16日の作業はその日に植える苗の準備から始まった。作業に集まったのは、35-金PJ夫婦（夫52歳¹⁹、妻49歳）の他、プマシで作業を頼んだ8-金KY（男・55歳）、5-金PR妻（女・62歳）、12-金IS妻（女・54歳）、33-安CS妻（女・51歳）の4名であった。午前7時から9時まで、手順としては、この日に植える分を苗代から引き抜いて、片手で持てるくらいをくくりにし、それを移植先の水田に運んだ。作業終了後は、間食として麺を食べた。

午前9時20分頃に田植えが開始された。苗は7寸間隔で植えるが、7寸ごとに目盛を付けた縄を平行に動かして、苗を植える位置を決める。途中、午前10時40分から55分まで休憩した以外は昼頃まで作業が続けられたが、35-金PJの妻は昼食を準備するために休憩時間以降の作業には加わらなかった。

昼食後、12-金IS（男・57歳）が作業に加わった。プマシの相手は、35-金PJ夫婦のどちらかに田植えを手伝ってもらったので、そのお返しで来たという。男女どちらが来てもいいとのことであった。

この事例からも分かるように、田植えや稲刈りの作業に調達する世帯外の労働力は、予定している作業量に従ってあらかじめ見積もられていた。そしてすでにプマシで労働提供した農家からはその代価として、そうでない農家からは後日代価として労働提供する約束で、必要な人手を調達していた。プマシを組もうとする相手と事前に互いの作業の日程を調整することが望ましいが、作業が連日続くような忙しい時期には、事前に予定が組めずに作業の前日に予定を聞いて頼むこともあった。プマシの相手はそれぞれの農家が別個に探し、1対1で交渉するため、翌日に作業を予定している2軒の農家が同じ相手にプマシのお返しを頼みにいって、調整がつかず口論になることもあった。先にプマシでの作業をしてもらった農家が、日程の調整がつかなくなったり、結果的に相手側で人手の必要がなくなったりして、代価としての労働提供ができなかった場合には、村の総会で取り決められた額に従って現金で精算された。ただし日程の調整がつけば、変則的ではあるが、農家Aから労働提供を受けた農家Bが農家Aに代価として労働提供をする代わりに、農家Aが労働提供を受けたがまだ代価の提供が済んでいない農家Cに労働提供をする形で農家Aへの代価の提供にかえるという、3者間のプマシも可能であるとのことであった。

この事例からもわかるように、一度の作業に複数の農家から人手が調達される場合でも、作業の依頼は相手ごと、作業ごとに別個に行われた。よって、同じ農家の作業でも日によって作業に加わる者の顔ぶれは異なりえた。ただしこの事例では、プマシで作業に加わっていた農家のうち、5-金PR宅と8-金KY宅の2軒は35-金PJのチバンガン（父系近親世帯）であった。チバンガン世帯のあいだでは優先的にプマシを組むと語る者もいた。しかし35-金PJのチバ

¹⁹ 以下、年齢はいずれも1989年時点での数え年齢。

ンガンで近隣に暮らす世帯のうち、もっとも近い関係にあるはずの第25-金 PH の世帯からは、少なくともこの事例に限れば誰も手伝いに出ていなかった。祖先祭祀等の儀礼的な局面での互助関係とは異なり、農作業におけるチバンガン世帯の協力関係は、必ずしも義務的なものとは捉えられていなかったようである [cf. 拙稿1994]。

他方で、以前は村落内で班（組）分けをして、同じ班の農家とプマシを組むようにしていたという者もいた。班によっては、調査当時でもよくプマシが組まれていた。

「田植えや稲刈のプマシは日帝時代〔植民地期〕に分けた班に従って行うことが多い。1班がトゥイッコル、2班がカウンデッコル、3班がクンシラムコル〔Yマウル中心集落の3区域で、位置関係は南がトゥイッコル、中央がカウンデッコル、北がクンシラムコル〕。今は世帯数が減ったので〔班は〕ふたつしかない。1班で一緒によくプマシをするのは、31-宋 CG、19-安 KS、32-安 YS、33-安 CS、5-金 PR、34-金 CY、38-宋 PH、16-宋 PH だ。16-宋 PH の家はトゥイッコルではないが、何故か1班に入っている」（32-安 YS 妻・1989年10月調査）。

「プマシをよく一緒にするのは、31-宋 CK、33-安 CS、19-安 KS、32-安 YS、34-金 CY、26-安 CR、38-宋 PH」（11-金 SM 母・1989年10月調査）。

「10年位前までプマシの組が3つあった。かつては同じ組の農家同士でプマシを行った。1組8世帯程度で、加入していない世帯も多かった。うちと同じ組だったのは、35-金 PJ、25-金 PH、20-金 KY、8-金 KY、18-金 SY、23-金 PI、41-全 SG だ。32-安 YS、19-安 KS、33-安 CS が入っている組ではいまだによくプマシをやっている」（5-金 PR 妻・1989年10月調査）。

「同じ班に属していたのは15-崔 PU、9-金 SB など、班は自分が6、7年前に全州から転居してくる以前からあった。5年前に班に入ったが、2年でなくなった。機械で作業をするようになったからだ。今でもこの班の人とプマシをすることがあるが、昔のように「団合 *tanhap*」〔結束〕が成り立たなくなった」（12-金 IS・1989年10月調査）²⁰。

班（組）の数は3つで、32-安 YS 妻の証言にあるように、班分けは村落内の地理的な区分におおむね従っていたようである。もともとは植民地期、おそらくは戦時中に、出稼ぎ・徴用等で不足した男性労働力を補うために女性を加えて組織された作業班を母体とするものであったと見られる。この班分けに従っていつからプマシが組まれるようになったのか定かではないが、調査時点の3～10年前、すなわち1970年代末から80年代半ばまでのあいだに、班を単位としてプマシを組むことがあまり行われなくなったようである。この期間は、P面では既婚の壮年夫婦が多数離村した時期に相当し、Yマウル住民の証言でも世帯単位での離農が最も多かったという。

班を単位とするプマシは、調査当時に行われていた場当たりの相手の探し方よりも、農繁期の世帯外労働力の調達方法としてはより確実性の高いものであったとみられる。日雇い労働

²⁰ 以上の4名の証言を総合すれば、各班の構成は、1班（トゥイッコル）が（5・）11・16・19・31・32・33・34・38、2班（カウンデッコル）が5・8・18・20・25・35・41、3班（クンシラムコル）が9・12・15他であったと考えられる（構成世帯は世帯番号のみを表記）。

力を雇用する経済的余裕がない農家にとっては、労働力の供給を安定的に確保する一つの方策として、人手を求めやすかった産業化以前でも同じ班に属する世帯とのブマシを優先していた可能性もある。しかし植民地期に組まれた班が解放後どのように活用されたのかについては確実な証言が得られておらず、同じ班の農家と優先的にブマシを組んだのは、産業化過程の初期段階に限られた現象であった可能性も否定できない。

2-2-2. 農作業の機械化

調査当時は田植えと稲刈り作業の機械化が進みつつあった時期で、手作業と機械作業の比率が逆転する端境期に当たっていた。Yマウル住民の見積もりと筆者の観察を総合すれば、1989・90年の田植・稲刈作業の機械化比率は3~4割程度であったと見られるが、1991年以後はこれが5割を越えた。一方、田畑の耕作等の作業への耕耘機の導入はこれよりも早く始まっていた。当時の農業機械の普及状況を整理すれば、Yマウルの農家42世帯中、耕耘機を保有する農家は13世帯程度（ただし4世帯では2台ずつ所有し、1台は運搬用に使用）、田植え機を保有する農家は2世帯（38-宋PH所有1台、42-金PY管理1台²¹）、コンバインを保有する農家は1世帯（23-金TY）となっていた。

農業機械を持たない農家から機械作業を委託された場合に受け取る代金は、作業の種類ごとに単位面積当たりの基準額が村落あるいは面単位で決められていた。1989年の基準額と1日の作業可能面積は以下の通りである。

- ・田起こし、ロータリー（代掻き）：耕耘機で1マジギ（200坪）あたり5,000ウォン。1日4マジギ（800坪）。
- ・田植え：田植え機で1マジギあたり6,000ウォン。1日15マジギ（3,000坪²²）程度。
- ・稲刈り・脱穀：コンバインで1マジギあたり14,000ウォン（P面全体で取決め）。1日10マジギ程度。

この他、手作業で稲刈をした場合の脱穀作業に、耕耘機の動力で動かす脱穀機を用いることもあったが、その際の作業代金は脱穀後の籾の量に応じて支払われた。1989年10月2日に39-邢SR宅で行われた脱穀作業では、耕耘機と脱穀機を所有する38-宋PHに依頼して統一米3マジギ分を脱穀してもらい、15カマニ（1カマニ=80kg）程度の籾が得られた。代金としては脱穀した籾のうちの1カマニ（時価7万ウォン程度）を渡した。

調査時点で田植・稲刈作業の機械化率が5割未満に留まっていた理由として挙げられるのは、当時が機械作業への移行期でこれに合わせた営農方式に農家が慣れていなかったこと（田植え機用のモパンで苗を生育しても、時期を逸して苗が成長しすぎてしまい、モパンで育てた苗を手作業で植えた例もあった）、機械化作業に適していない水田の存在（農道が未整備で田植え機・コンバインが入れない、あるいは水はけが悪く泥が深いため機械が沈んでしまうなど）、農業機械の不足等であった。一方、機械作業の代金は相当程度に低い価格に設定されていた。ここで、世帯内労働力やブマシによる作業のコストを現金に換算すること自体に無理があるの

²¹ 10名前後で機械化営農団を組織して購入する形をとったが、実際は42-金PYが独占的に使用していた。

²² 1マジギ=3,000坪は、先述の通り、Yマウル稲作農家の平均耕作規模にはほぼ相当する。

を承知で、人力で作業する場合と機械で作業する場合のコストの違いを試算してみたい。

手作業で田植えを行う際の1日の労賃を仮にブマシが成りたたなかった場合の補償額6,000ウォンと見なせば、1マジギ=200坪の田植えを手作業で行ってもらった場合、その代価として2日分の労賃12,000ウォンを支払わねばならない。これに対し、機械作業の代金は1マジギあたり6,000ウォンであったので、日雇い労賃の時価よりも低いブマシの補償額に従ったとしても、そのコストは手作業の半額程度となる。また、手作業で稲刈りを行ってもらった場合、1日ひとり当たり125坪程度の作業が可能であるとすれば、1マジギ当たりの労賃は9,600ウォン程度となる。これに加え、脱穀作業に1マジギ分あたり23,000ウォン程度を要するとすれば（39- 邢 SRの事例に準拠）、あわせて1マジギあたり32,000ウォン程度の労賃を支払うことになる。同じ作業をコンバインで行ったときの代価は14,000ウォンで、この4~5割程度に収まる。すなわち、田植えと稲刈り・脱穀については、人力を主体として作業を行うよりも田植え機やコンバインを保有する農家に委託する方が、格段に低いコストで済ますことができたのだといえる。ただし、世帯内労働力やブマシによる作業には労働力が現金に換算される契機自体が含まれておらず、当事者が必ずしも同様のコスト計算をしていたとは限らない。

それでも、機械作業を請け負う若い営農者の側からすれば、作業代金の安さは否めないようであった。このような不満が表面化した機会のひとつが、次の事例に示すトンネガリ（村落の年度末総会）での、翌年度の労賃の取り決めについての話し合いの場であった。

事例2-2. トンネガリでの労賃をめぐる議論（1989年12月23日）

Yマウルのマウル会館で開催された1989年度のトンネガリでは、午前中から夜半まで当該年度の会計決算と監査、面からの告知事項の通達、役員選出等の議事が進行された。それがひと段落した午後10時半頃から、翌年度の労賃についての話し合いが始まった。そこでは労賃の額をめぐる、激しい議論が戦わされた。以下はその場での発言を断片的に書き留めたものである。

「ブマシへの補償が6,000ウォンであるのはいいが、自分で労働をせずに他人を雇う人の場合が問題になる」（9- 金 SB・男・45歳・耕耘機所有）。

「里長の任料〔面から手当てが支払われていなかった時期に、村の各世帯から1日労働奉仕、あるいはそれに相当する額を米で支払う〕は〔10升〕2等米換算で7,700ウォンになる。里長の家で1日仕事をするのを基準にとれば、〔日雇い労賃は〕7,000ウォンが適当だ。」「ブマシへの補償金と日雇い労賃は別途定めるべきだ」（34- 金 CY・男・34歳・耕耘機所有）。

「耕耘機〔作業〕は1マジギあたり5,000ウォンだが、水田によっては高くもあり安くもあるので、議論してもしかたない」（16- 宋 PH・男58歳・里長・耕耘機所有せず）。

「〔耕耘機での作業代は、〕C里〔K里の北に隣接する法定里〕では4,500ウォンで、YマウルはP面で一番高い。ロータリーが〔1マジギあたり〕5,000ウォン、〔機械での〕田起こしが〔1マジギあたり〕6,000ウォン〔5,000ウォンの誤りか？〕、牛での田起こしが〔1日あたり〕6,000ウォンだ」（42- 金 PY・男・53歳・耕耘機所有）。

「田起こしは一日の労賃と同じく7,000ウォンが適当だ。ロータリーも田起こしも同じ額でなければいけない」(2-姜UG・男・40歳・耕耘機所有)。

「田植え機やコンバインは面単位で取り決めをしないと話にならない」(不明)。

「耕耘機は借金をして買った」(15-崔PU・男・43歳・耕耘機所有)。

若い世代の営農者の不満が噴出して議論は30分以上紛糾し、結局結論が出ないままにトンネガリは閉会された。

機械作業の代金が低く抑えられていたうえに燃料費や修理費は所有者の負担とされていたため、農地の条件が悪く燃料を通常よりも多く要したり、あるいは作業中に機械が故障したりすると、時には赤字になることもあったようである。機械を保有する若い営農者が不利な条件を甘受していたのは村や面での取り決めに従ったものであるが、嶋の表現を借りれば「共同体的取り決め」、あるいは行政的指導によるものであったといえよう。

ここで、調査当時のYマウルにおいて、プマシによる経済的な相互扶助と機械作業の労賃設定に及ぼされる共同体的規制が、村落コミュニティの再生産とどのような関係を切り結んでいたのかについて考えておきたい。

伊藤が描いた1970年代の珍島上萬里では、契とプマシによる経済的な相互交換体制が、門中間の対立葛藤の抑制だけではなく、貧富の格差を絶えず抑制し標準化するメカニズムとしても作用していたが、1980年代末のYマウルでは、プマシ、特に田植えと稲刈りのプマシは、大規模な人口流出による男性青壮年労働力の枯渇と農作業の機械化の進行とのタイムラグを、割高な賃労働力に頼らずに埋めるための数少ない方法のひとつとして用いられていた。また前項で示したように、農業経営は産業化過程での家族の再生産戦略の再編成と連動し、個別の農家はそれぞれの必要に応じて営農規模を柔軟に調節するようになっていた。さらに都市に移住した子弟の経済状況を含めて農家の経済水準を捉えなおせば、必ずしも可視的に現れるものではなかったが、Yマウルの農家のあいだには相当程度の貧富の格差が存在していたと考えられる。

当時のYマウルのプマシは、生業上の必要によって結ばれ、プラントが1960年代半ばのソクポで見出したようなコミュニティ感覚、すなわち互酬性と集合責任の感覚によって促されていたと捉えることができようが、さりとて従来の経済的相互交換体制の単純な再生産と見なすことも難しかった。すなわち、当時のプマシの実践は、徐々に比重を増しつつあった機械作業では賄いきれない作業に向けられたものであり、また、成年男性だけではなく壮年・中年の既婚女性の労働力をも取り込むものとなっていた。しかもこのようなプマシは当座の農業経営上の必要性によって動機付けられていたもので、その意味で暫定的である種の即興的な相互行為の実践として性格づけることができる。

プマシがコミュニティ的な相互扶助と協同の一形態であったとしても、その実践が時々の経済活動上の必要性によって動機付けられるものであったことは、世帯外労働力の調達方法の変化からも裏付けられる。Yマウルの場合、産業化過程で労働力不足が深刻になるまでは田植え・稲刈り等の作業に年雇・日雇の労働力を動員することも当たりまえに行われていた。またある時期には、プマシを組む際の便宜と確実さを担保するために、班分けに従った編成もなされていた。その意味でも1980年代末のYマウルにおけるプマシは、決して昔から変わらない形

で執り行われてきたものではなく、当時の農業経営の諸条件に応じた暫定的・即興的変奏であったと捉えるほうが、むしろ適当ではないかと考えられる。

一方、機械作業の労賃設定に及ぼされる共同体的規制は、農作業の機械化が進行する過程で、農業機械を保有する若い営農者と、農業機械を扱えない年配の営農者のあいだに生じつつあった農業経営上の格差を抑制する役割を果たしていた。このような規制が及ぼされていた背景には、ある種のコミュニティ感覚が介在していたと見られる。しかしこのような規制も機械化への移行期における暫定的な措置で、しかも機械保有者と彼らに機械作業を依頼する他の営農者のあいだには葛藤が生じつつあった。嶋が報告した青山洞の事例では、より早い段階で、労賃の共同体的設定自体が難しくなっていた。

田植えと稲刈りの作業におけるプマシへの依存度と機械化から受ける恩恵の性質は農家それぞれの経営上の諸条件の違いによって相当の幅があり、またこれに関与する諸世帯が決して対等な関係にあるわけではなかった。この事例において、互酬性と集合責任の感覚の醸成は、それを可能にする社会経済的均質性を前提としつつも、参与する者同士が対等な立ち位置にあることを求めるものではなく、むしろある種の格差を前提とした相互扶助と協同を促すものであった。調査当時のYマウルにおけるプマシの実践と機械作業の労賃設定は、様々な差異と格差によって隔てられた住民のあいだで、コミュニティ感覚に基づく交渉の結果として結ばれた、一種の暫定的協定であったといえよう。あくまでもその限りにおいて村落コミュニティ、あるいは共同性は再生産されていたのである。

3. 互助・協同と村落コミュニティ

次に、調査当時のYマウルの村落コミュニティ、あるいは村落を基盤とする共同性の諸様相について、村落を範疇とする共同的活動と洞契、ならびに葬儀の際の相互扶助を中心に考えてみたい。

植民地期のYマウルでは、村落コミュニティを基盤とする洞契の活動を通じて住民の福利厚生が図られていただけではなく、植民地行政による動員と収奪への対応もこの洞契を媒介として共同的、集団的になされていた²³。住民の福利厚生をめぐる経常的な支出と、トゥレ・共同労働や「戸欵」（各戸への割り当て徴収）に依存する経費抛出の方法には、洞契と村落コミュニティの相互依存的な関係性を見て取れた。また、支出額と支出細目の異同に従ってⅠ（1915～23年）・Ⅱ（1929²⁴～35年）・Ⅲ（1936～42年）の3つの時期に区分すれば、Ⅰ期には植民地行政の諸事業への散発的な動員、Ⅲ期には農村振興運動と戦時体制下での間断ない動員と関連する相当額の支出が見られた。植民地行政による動員と収奪に対して共同的な対応がなされた背景として、洞契をひとつの媒介として住民のあいだに相互触発的な関係性・共同性が醸成された可能性を示唆できる。

植民地期のYマウルの洞契の場合、Ⅰ期とⅢ期の突出的な収支とその内訳が特徴的であったが、（珍島上萬里の事例で「村ごと *tongne-il*」と総称されていた）福利厚生関連の活動も、決して村落内外で制度的に固定されたものではなかった。朝鮮時代後期の洞契についての先行研

²³ 植民地期Yマウルの洞契資料の分析、ならびに洞契の運営と村落コミュニティの再生産との関係については別稿を準備中である。

²⁴ 1924～28年は記録が散逸している。

究によれば、在地士族と常民の両方を含む当時の農村居住者が、1つあるいは複数の村落を範囲として洞契・大同契を組織し、葬喪時の相互扶助や面里税の共同納付等を行っていたという〔鄭勝謨2010等〕。税の共同納付は植民地初期のYマウルの洞契でも行われていたようであるが、Ⅱ期以降は姿を消した。葬喪時の相互扶助は洞契の収支としては記録されていないが、喪家に一定量の米・麦を持ち寄ること程度は慣行的に行われていたようである。植民地期のYマウルの洞契の場合、経常的な支出としては、むしろ清潔（井戸の清掃）・種痘、道路橋梁の整備、伝掌時（トンネガリ）の酒食費が目立っていた。また、毎年の伝掌時の酒食費以外の年中行事と関連した支出は、一部の年度で7月15日百中の酒食費が計上されていた程度であったが、先述の小田内通敏による村落調査報告で村落統合の指標として捉えられていた農楽に用いる楽器や農旗の購入・修理費用は洞契の会計から拠出されていた〔cf. 朝鮮総督府1923, pp.43-47〕。

解放後産業化までのYマウルの洞契の運営状況と産業化過程での社会経済的な諸状況の変化への対応、特に1970年代に全国的に推進されたセマウル運動の実態については当該時期の文書を確認できておらず、これについての検討は本論から割愛せざるを得ないが、植民地期の資料と調査当時の状況を比較するだけでも、洞契の活動に見られる持続性と変化を同定することは可能かと考える。また、洞契と関連する活動を含む共同的活動の参与観察から、調査当時のYマウルにおける住民の相互扶助・協同の諸様相と洞契との関係に光を当てることもできる。葬喪時の相互扶助については、従来の為親契を統合して調査開始の前年に結成された喪扶契の活動を観察する機会に何度か恵まれた。以下、1項で調査当時の村落の共同的活動と洞契の運営について考察し、2項で喪扶契の事例を取り上げる。特に喪扶契の事例では、葬喪時の扶助への不参加の扱いをめぐる議論を中心に、村落コミュニティの象徴的構築についても考えてみたい。

3-1. 村落の共同的活動と洞契

調査当時のYマウルで村に暮らす諸世帯の参与が広く求められていた諸活動として、まず年中行事他の定例的な活動を見てみよう²⁵。

村落の定例的な行事・活動としては、先に言及した年末のトンネガリに加え、旧正（陰暦正月1日）の共同歳拝と正月人日（陰暦正月7日）・流頭（陰暦6月15日）・七夕（陰暦7月7日）・百中（陰暦7月15日）に開催されるスルメギを挙げられる。このうち陰暦元旦の午後マウル会館で開かれる「共同歳拝」は比較的新しい行事であった。「歳拝」（*sebae*）とは年始の挨拶のことで、年長者は年少者の拝礼を受け、同年輩の者同士は同等の礼を交し合い、寿ぎの言葉を交わす。家族同士だけでなく、親族・知人同士でも礼が交わされ、訪問先では酒食が振舞われるのが通例であった。「共同歳拝」（*kongdongsebae*）とは、個別に行っていた歳拝の訪問を、各世帯の既婚男性がマウル会館に会同して一斉に行うようにしたものである。礼を交した後は、主に高齢者のいる世帯が準備した「床」（*sang*：ご馳走が載せられた膳）を囲んで酒食に興ずる。陰暦元旦には都市に暮らす息子たちの多くが妻子とともに親元に帰省していたが、彼らの一部も共同歳拝に参加し、普段父母が世話になっている村人に報いる意味で「床」を持ち寄っていた。1990年1月27日（陰暦庚午正月元日）の共同歳拝の際には、9戸から「床」と酒が持ち寄られ、他に1戸から酒のみが提供された。このうち6戸は息子夫婦がすべて都市に暮らす世帯であった。

²⁵ ここに示す定例的行事・活動の事例は、拙稿〔1998〕で取り上げたものとおおむね重複する。

スルメギ (*sul-megi*)²⁶とは「農事名日」、すなわち農作業の休日に、村の各世帯の既婚男性がマウル会館に集まって酒食に興じる行事である。百中のスルメギをのぞき、酒食の準備にはその年のトンネ・ユサ (*tongne-yusa*)、すなわち「村の有司」(世話役・庶務担当)が当たる。費用は後述する洞契会計から拠出されていたが、流頭のスルメギの際に村人から任意で集められた寄付金も費用の一部に充てられた。この寄付金はチャンウォルリ (*changwölli*)と呼ばれるが、元来は、富農やその年の作柄がよい農家がスルメギの際に濁酒を拠出していたもので、拠出する量をあらかじめトンウ (甕) 単位で申請して、スルメギのたびに造って持ち寄ったという。家庭での酒造が禁止されてからは、かわりに寄付金を流頭のスルメギの際に集めるようになった。一方、百中のスルメギの費用は、この日にK里の3つの村落が合同で開催する祝祭行事(サムドン・クツSamdong-kut)の共同予算(3村落の住民によって構成されるサムドン・クツ保存委員会が管理)から拠出されていた。

ここでチャンウォルリとスルメギへの参与について、1989年の流頭と七夕を例に見ておこう。

事例3-1. 流頭(1989年7月19日)と七夕(1989年8月8日)のスルメギ

1989年の流頭のスルメギでは、35名から「チャンウォルリ」(寄付金)が納められた。その内訳は以下の通りである。

- 1万ウォン：3名(うち1名は元住民金HTの長男、1名は調査者=筆者)
- 5千ウォン：20名
- 3千ウォン：9名
- 2千ウォン：3名

1万ウォンを拠出した唯一の村人には、妻が市場によく畑作物を売りにゆくため、コンスタントな現金収入があった。これに対し、2~3千ウォンと拠出金額が比較的少ない者は、高齢者、農業経営規模の小さい者、あるいは酒を余り好まない者のいずれかであった。大勢で酒を飲むのが嫌いでスルメギにあまり出席しない者や既婚男性のいない世帯(老女の一人暮らし世帯など)からは、寄付金が納められなかった。

このときのスルメギには、筆者が把握しえた限りで22世帯から既婚男性23名の参加があった。この他に元Yマウルの住民で当時は隣村に暮らしていた金HTの長男(全州居住)が帰省のついでに参加した。ちなみに翌月の8月8日(陰暦7月7日七夕)のスルメギには、これよりも少ない20名程度の参加しか見られなかった。Yマウル45世帯のうち、既婚男性のいる世帯は37世帯であったので、少ないときでもその過半数の参加があったことが確認できるが、見方をかえれば、トンネの行事に参加しない世帯も相当数に上っていたといえる。

そのせいかもしれないが、七夕のスルメギの場で村の諸問題に関して討議が行われた際に、「個人のことでなく洞里のことであるのだから、洞里のスルメギや部落に関することでは責任者を中心として全部落住民が心と力を合わせよう」(当日の議事録より引用)といった趣旨の意見が少なからず出された。

²⁶ *sul*は「酒」、*megi*は「飲ませる」という意味の動詞 *mögida* の名詞形がなまったもの。鈴木榮太郎[1943a]が「洞宴」・「スルメキ」と呼んでいる行事がこれに当たると考えられる。

この事例では、チャンウォルリの拠出もスルメギへの参加も義務的なものと捉えられていなかったが、他方で七夕のスルメギでの意見に代表されるように、「洞里」・「部落」に関する活動への参与と全住民の結束を求める者が主流をなしていたのも事実であった。スルメギへの不参加が問題視された背景には、かつては作男を休ませるなど農村の重要な休日であった「農事名日」(名節)であるにもかかわらず、休まずに農作業を行う者が目立つようになっていたこともあった。産業化以前、新しい農業技術の普及や機械化が進む以前の農事暦に即した伝統的な休日(名節)が、調査当時の農業経営、特に農業機械をいち早く導入して経営規模を拡大しつつあった若い営農者のそれにそぐわなくなっていたことは明らかであった。

次に、相互扶助と共同労働の慣行についても見ておこう。村落の諸世帯が参与を求められる相互扶助・共同労働の慣行はプヨク(*puyōk*: 賦役・夫役か?)と呼ばれ、家屋の新改築の際の棟上げ、父祖の墓の整備作業(サンイル *san-il*)、ならびに村落内の転居の際に、各世帯から成人男性が1名、無償で手伝いに加わることが通例とされていた。ただし、実際には村落のすべての世帯が一律に参与していたわけではなかった。滞在調査期間中に家屋改築の事例1件とサンイルの事例11件[拙稿1993]に立ち会ったが、手伝いを出さなかった世帯も相当数見られた。とはいえ、(スルメギへの不参加について批判的な意見が表明されていたのとは異なり)プヨクへの不参加に対して非難がなされることはなかった。逆に、隣村に暮らす親しい知人がプヨクに加わることもあった。同じ村落に暮らす者ならばプヨクに参与するものであると語られていたが、村落構成員の義務というよりは、むしろ普段から付き合いのある隣人同士の相互扶助の一部として捉えられていたようだ。村人のなかにはプヨクを先述のプマシに例える者もいた。プマシのように借りが短期的、等価的、かつ義務的に返済されるものではなかったが、プマシをひとつの形式とする隣人間の互酬的相互行為に含まれることを示唆する言明であったと考えられる。

村落の共同的活動としては、この他、世帯の主人・既婚男性だけでなく主婦・既婚女性も参加する旅行や暑気払いなどの親睦行事が企画されることもあった。

以上に述べたような村落の諸世帯の関与が広く求められる共同的活動のうち、スルメギや親睦行事など経費を伴うものについては、その全額あるいは一部が、村落の共同の会計から拠出された。この他、マウル会館(集会所)の維持経費や「村の有司」への慰労金も同じく共同会計から拠出された。共同会計の主たる収入は、米穀と現金からなる共有財産²⁷を貸し付けた利子(当時は年利10%)、村落に新規転入した世帯から徴収される「新入租」(米10升相当)、チャンウォルリ等の寄付金、ならびに後述する喪扶契からの繰越金であった。ここで注意しておきたいのは、村落の共有財産と共同の支出が洞契によって管理されていたことである。より正確に言えば、洞契の財産と会計は村落全体のそれに他ならなかった。共同会計の収支は、植民地期初頭からほぼ毎年書き継がれてきた洞契の2種類の帳簿(穀文書と銭文書)に記入された。新規転入世帯が納める基本財産(新入租)は、洞契への入会金として処理された。洞契の会計決算と監査はトンネガリ、すなわち村落(トンネ)の年度末総会場で行われた。役員についても両者のあいだに区別はなく、村落の有司(トンネ・ユサ)がすなわち洞契の有司であった。このように洞契と社会組織としての村落は不可分のものといえた。

ここに村落コミュニティを基盤として組織される結社にまつわるひとつの問題が潜んでい

²⁷ 以前は村落共有の農地もあったそうであるが、1983年に先述のサムドン・クッ保存委員会が発足した後、すべてこの委員会に移管されたという。

る。ブランドの調査当時のソクポに典型的に見て取れたような、互酬性と集合責任の感覚によって促される隣人間の相互行為・協同と相互規制の（再生産される）総体としてのコミュニティ（あるいは集成的で動態的な関係性・共同性としてのコミュニティ）は、生存の必要性に応じて相互行為と協同の凝集性を高めもすれば、親族集団・分派間の対立と葛藤、必要性の減退、あるいは外部社会の介入によって弛緩・瓦解しもある。このコミュニティへの帰属は生得的である（コミュニティに生まれ育ち、暮らし続ける）こともあれば獲得的である（他地域から移住する／他地域へ転出する）こともあるが、コミュニティとの関係で生ずる利害はコミュニティへの帰属それ自体に由来するものではなく、相互行為と協同に持続的に参与し続けることによるものといえる。よって集成的で動態的な共同性としてのコミュニティは、それ自体でコーポレートな集団・社会単位を志向するものとはなりがたい。

洞契とは、このように不定形で可塑的な村落コミュニティに契の方式を活用して制度的な枠付けをしたもの、すなわち、目的・活動、成員資格と成員の権利・義務を規定し、活動の費用を拠出するための資産を設定したものと捉えることができよう。鈴木榮太郎は、実体的な社会組織としての「契集団」から契制・契法というべき「契方式」を分離して捉え、後者、すなわち「契方式」を財力による協力の方式と定義し、「協力に参加する人の力を皆対等と認める事を合理と解せんとする信仰の上に立つものであって、甲も乙も対等に出資し、対等にその効果の分配をうくる事が出来るという原則である」と言い換えている〔鈴木1963, p.554〕。鈴木論を敷衍すれば、洞契とは村落自治を目的とする集団であるが、契方式を用いることで、財力（財・サービス）の制度的（義務的）な糾合と蓄積、ならびに出資負担・効果分配の対等性と（冷徹なる）合理性を可能にする結社的な集団であるといえよう。また、村落コミュニティ・共同性のある部分が契方式を用いて洞契として組織化されるがゆえに、調査当時のYマウルのように、洞契と社会組織としての村落の区別が困難となるような状況も生じたのであろう。

ここで公共・公益的、村落自治的集団を契方式で組織することの利点と制約について考えてみたい。上萬里の事例で言及した通り、現実の契集団には、婚礼・葬礼に必要な物品の相互扶助や貯蓄・親睦を目的とした任意参加の契のように存続期間が限定されているものもあれば、共有財産が維持され世代交代がなされる限りにおいて半恒久的に存続しうるものもあった。しかし契集団が財力の結集と対等な資格での参加を条件とする契方式を採用する限り、この条件が満たされなくなれば契集団は解散・解体せざるをえない。1915年にYマウル洞契が再結成された背景にも、以前からの「洞財」が「流用され失われてしまった」ことがあった。すなわち洞契は村落コミュニティの持続的な再生産を無条件に可能とするものではなく、むしろそれ自体が、構成員の主体的な参与によって支えられるものであったといえよう。これに対し契方式を採用することの利点として、村落コミュニティの消長（盛り上がりと弛緩）に応じた柔軟な組織と活動の再編成が可能となることを挙げられる。この村落結社が機能している限りにおいて、コミュニティの構成員はその活動への義務的な参与を求められるが（このような参与の要請はブランドのいうコミュニティ感覚によって裏打ちされる）、コミュニティから離脱した場合、あるいは結社とコミュニティが機能不全に陥った場合には、参与を要請する相互規制自体が個人に及ばなくなるのだといえよう。

事例の分析に戻ると、1節で言及したように、ブランドはソクポの村落コミュニティに敷衍して、コミュニティの結束という概念が手で触れることのできない抽象物で定義・把握することが難しいと述べているが、調査当時のYマウルの場合、洞契やスルメギを通じて人びとはコミュニティの結束を経験し、それへの不参加をコミュニティの結束の危機として観念化するこ

とが可能となっていた。洞契や振興契など、村落コミュニティを基盤とする結社がいくつも組織され、それぞれが豊富な財源と活発な活動を誇っていた珍島上萬里の場合は、コミュニティの経験と観念化の契機により豊富に恵まれていたのかもしれない。

また、植民地期の活動状況と対照すると、以前のYマウル洞契の主要な収入源であったトゥレや共同労働といった各世帯からの労働力の供出は、調査時以前に行われなくなっていた。人手不足が進む一方で新しい農業技術の導入が進みつつあった当時のYマウルでは、トゥレの組織や賃金労働への無償の参与を求めることは難しく、また農薬の普及によりトゥレのような労働組織の必要性もなくなっていた。支出面では、植民地期には全期を通じて計上されていた種痘・清潔や道路・橋梁補修の費用が拠出されなくなっていた。このうち「清潔」(井戸の清掃)は調査当時でも毎年百中行事の前行われていたが、他は行政の所管に移された。これに応じて、スルメギや旅行等の親睦費用の占める比重が高まった。「洞里」・「部落」の結束の危機は、一方で村落自治的な機能の多くが行政に移管されたこと、他方で労働力の商品化の進行と家族の再生産戦略の再編成によって生存を村落コミュニティに依存する度合いが低下したことによるものと一旦は捉えることができるであろう。

これに対し、次項で取り上げる喪扶契の事例では、葬儀の際の相互扶助を目的とする契が、同じく村落を基盤とするものでありながらも、洞契とは別途に再組織されていた。なぜ葬儀の相互扶助を目的とする契が再組織されたのか、また村落全体の福利厚生を目的とするにもかかわらず、なぜ洞契とは別途の契集団を組織したのかを含め、この事例の検討に移ることにしよう。

3-2. 喪扶契の再組織と村落の象徴的再構築

喪扶契²⁸とは、喪葬の際の相互扶助を目的として結成された契集団である。前述のように、朝鮮時代後期中・南部農村で組織されていた洞契や大洞契のなかには喪葬時の相互扶助を活動に含むものも見られたが、少なくとも植民地期以降のYマウルの洞契に類似の機能は担わされていなかった。喪扶契の再組織についての住民の説明によれば、1980年代半ばまでは父母の喪葬のために年の近い者同士で組織した為親契²⁹が複数存在し、主にこのような契を基盤として喪葬時の相互扶助がなされていた。しかし離村者の増加に伴って為親契の維持と喪葬時の人手の確保が難しくなったため、1988年に既存の4つの為親契を統合して村落全体で単一の契を運用するようになった。統合後の喪扶契では、原則として村の世帯の構成員、あるいはその(別居する)家族が死亡し、Yマウルの近隣に埋葬される場合に扶助がなされる。扶助の具体的な内容は、死亡時から埋葬までの期間、村の各世帯から毎日男手を1人ずつ無償で提供するとともに、喪輿の飾り(コッカマ)と手伝いの者が使う手ぬぐい・軍手を喪扶契の支払いで購入するものである。喪輿を載せる担ぎ棒(金属製のパイプを組み合わせたもの)も喪扶契で所有・管理する。この他、調査当時にも、村の各世帯から喪家に米を一定量ずつ持ち寄る慣行も見られたが、追跡調査によればその後行わなくなったという。一方、喪扶契の収入は遺族の支払う「路銭 *nojŏn*」のみである。喪輿を担いで喪家から埋葬場所まで運ぶ間、担ぎ手の男性たちは挽歌を合唱しながら、ゆっくりと進んで行く。途中、集落のはずれや橋に差し掛かると、挽歌

²⁸ 本項で取り上げる喪扶契とトンネガリでの関連討議の事例は、拙稿 [2002] ですでに取り上げたことがある。

²⁹ 為親契とは、主に父母の喪葬時の相互扶助を目的として組織される任意参加の契を指す。

の先導者が、「路銭が足りずに進めない」と唄う。そうすると、死者の遺族、多くは娘婿が、喪輿の前面にわたされた縄に紙幣を結びつける。これが「路銭」で、喪扶契の収入となる（ただし、死者の息子がマウルの喪扶契以外の為親契に加入しており、その契員と一緒に喪輿を担いだ場合には、両方で路銭を分け合うこともあった）。路銭の一部で酒や煙草（男性）・飴（女性）を購入し担ぎ手やその他手伝いで分け合う。さらに喪輿の飾り・手ぬぐい・軍手代などの必要経費を差し引いた残額は、トンネガリの際に洞契の収入に繰り込まれる。

遺族が抛出する路銭の基準額についての取り決めはなく、実際、喪葬によって路銭収入にはかなりのばらつきが見られた。一方、喪家の側は、埋葬が終わるまでのあいだ、手伝いに来た村人に食事を提供せねばならず、さらに埋葬の翌日には、手伝ってもらった村人を招いて酒食を振る舞うことが慣例となっていた。喪扶契による相互扶助は、村で葬式を行う場合に各世帯から2日余り無償で男手を提供するというものであったが、以前にYマウルに住んでいた者が近隣に埋葬される場合にも1日のみ無償で男手の提供がなされていた。その際の路銭収入も喪扶契の会計に計上された。

村全体の喪扶契が発足した1988年には村での葬儀は1件もなかったが、1989年には死亡者が相次ぎ、年末までに10回もの葬儀を執り行う結果となった。しかも秋口から冬にかけての死亡者が多かったため、稲作農家では葬儀のたびに農作業を休んで手伝いに出ねばならず、例年では10月末までには終わる稲刈りが11月中旬まで終わらなかった例も見られた。

喪扶契の決算と会計監査は年末のトンネガリの際に行われたが、1989年末のトンネガリでは、この年に初めて問題化した葬儀の際に手伝いを出さなかった世帯の扱いについても話し合われた。

事例3-2. トンネガリでの喪扶契関連の討議（1989年12月23日）

喪扶契の決算の際に、過去1年間に執り行われた葬儀に手伝いを出さなかった世帯をどのように扱うかについても話し合われ、結論として罰金を徴収することになった。罰金額は、男性の1日分の労賃（1万ウォンで計算）に手伝いに出なかった回数を掛けて算出した。男性のかわりに女性が手伝いに来ていた場合にはその半額を徴収することにした。この年の10回の喪葬に1回も手伝いを出さなかった世帯への課金額は10万ウォンとなった。ただし、既婚男性のいない世帯や、男性がいても高齢で手伝いに出られない世帯については、それぞれの事情を斟酌して異なる対応がとられた。

まず、夫が息子を残さずに死亡し養子をとった既婚女性の世帯で、養子が同一マウル、あるいは近隣に居住する場合（3-金 SO、27-李 PS）は、議論の対象自体に含められなかった。

次に、夫に先立たれた既婚女性の独居世帯、あるいは未婚の娘と同居する世帯のうち、息子がいないか、いても未成年である場合には、女性本人が手伝いに出ていれば罰金を科されなかった。

これに対し、夫に先立たれた既婚女性の一人暮らし、あるいは老夫婦の二人暮らしの世帯でも、既婚の息子がいる場合には（28-安 CG 等）、息子が初喪の手伝いに当然出くるとみなして、手伝いを一切出さなかった場合には全額、主婦が手伝いに出ていた場合には半額の罰金を科すことになった。都市で働く息子が手伝いに来るには仕事を休まないといけなから過重な罰則だという反対意見も出されたが、村の住民も仕事を休んで手伝っているのだからそれは理由にはならないという意見がその場では大勢を占めた。

また、開拓教会の牧師29-姜 HT は、転入時に新入租を納めたが、それまで村の葬儀に参加

したことがなく、当日のトンネガリにも出席していなかった。急遽呼び出された29-姜 HT に対し、村の若手指導者の一人である9-金 SB（45歳・地方大卒）は、「〔儒教式の〕祭祀をするしないにかかわらず、トンネの風俗には従わなければいけない」、「トンネ・サラム〔村人〕は、トンネの規約に従わなければならない」と意見した。これに対し29-姜 HT は、「田舎に住む友人がいるが、そのような風俗は聞いたことがない」、「〔儒教式の葬儀の際に〕労働することは〔自分の信仰するキリスト教の〕教えに反する」と抗弁した。結局、「トンネ」に転入したからには、その規約を守らなければならないという多数意見を彼が受け入れる形で、今回に関しては罰金を支払うことになった。ただしトンネの慣習を知らなかったことが酌量されて、3万ウォンのみ支払うことで決着した。そしてこれからは労働ができなくても初喪（葬儀）の際には顔を出すように、また初喪に限らず、トンネで集まるときには出席して親交を深めるようにと申し渡されて帰っていった。

喪扶契が村落単位で再組織されたのは、村人が説明するとおりの、大規模な人口流出によって従来の形での為親契を維持することが難しくなり、また葬儀の際に十分な人手を確保することも困難になったためであろうが、葬儀への不参加は、このような再組織に込められた意図を脅かすものといえた。不参加者に対して罰金を科すという厳しい処置がなされたのも、「トンネ」の和や結束を乱すこと以前に、喪扶契再組織の意味自体が揺らぐことへの危惧から発したものであろう。また、スルメギ、チャンウォルリやプヨクとは異なり、義務的な参加が求められていたことが、洞契とは別個の契集団を組織した理由のひとつであったと考えられる。加えて、洞契・村落組織とは別途に有司を置くことで、トンネ・ユサに雑用が集中することを避ける意図もあったと見られる。

他方で、この契の収益がそのまま洞契の会計に繰り入れられ、その決算・監査もトンネガリの議事に組み込まれたことは、再組織にあたって喪扶契が村落組織（村落コミュニティの制度）の一部として位置づけなおされ、また構成員が村落・洞契と重なり合ったことによるものであろう。大卒若手指導者の9-金 SB が喪扶契を基盤とする葬儀の際の扶助を「トンネの風俗」と性格付け、その取決めを「トンネの規約」と表現していたのも、喪扶契が洞契とは組織上区別されるが、別の形で村落コミュニティに制度的な枠付けを与えるものであったからであろう。

ここで注意せねばならないのは、彼のいう「風俗」や「規約」が必ずしも明文化されたものではなく、喪扶契への参加義務に対して異議申し立てがなされるに際して言語化され、観念化されていたことである。加えて、このトンネの活動への参加義務が議論の末に別居する息子にまで適用されたことは、トンネが世帯の現住者、いかえれば生業と日常的な生計の基本単位を共有する者のみによって構成されるものとは必ずしも捉えられていなかったこと、さらにいえば、居住がトンネを社会的に境界付ける絶対的基準とは認識されていなかったことを示すものである。また、罰則規定としては、農村を生業の基盤とし、社会文化的な均質性が高いほとんどの住民と、生活様式と宗教を異にする牧師との間に境界線を引いて、牧師をトンネの住民から除外しトンネの人としての義務を課さないことや、トンネの活動への参加義務を現住者、すなわちトンネの諸世帯の現住構成員に限定することも可能であった。ここで重要なのは、どのような解決策が採られたのかではなく、トンネが境界を持つべき（持たねばならない）ものとして観念化されるとともに、トンネの社会的境界が交渉され、暫定的な合意が形成されたことである。すなわち、相互行為としてのコミュニティ（トンネ）と象徴的構築としてのコミュニティが実践において架橋されたのだといえる。

4. 産業化と村落コミュニティの再生産

最後に、本論での議論を整理しつつ、産業化過程での村落コミュニティの再生産に現れる持続性と変化について考えてみたい。

まず、1960～70年代の民族誌の相互対照的考察から得られた知見として、ブランドが1966年のソクポで経験したような平等的コミュニティ、すなわち互酬性と集合責任の感覚によって促進／規制されるような相互扶助と協同の集成的かつ動態的關係性が、それ自体は不定形かつ可塑的で、コーポレートな実体を具備するものではなかった点を指摘できる。ソクポの場合は、それを村落コミュニティの結末として観念的に捉える視角も住民の多くに共有されるものではなかった。また、このような平等的コミュニティの再生産は、村落固有の諸条件に依存するところが大きかった。ソクポの場合は主要門中間の勢力均衡、住民のライフスタイルの均質性、地理的孤立性、ならびに生業・生計に供せられる諸資源の希少性がその主たる条件であったと見られる。これに対し珍島上萬里では、同じく主要門中の勢力均衡と住民の社会経済的均質性を条件としつつも、契とブマシの経済的相互交換体制や財政的安定性と持続性の高い洞契・振興会など、村落コミュニティの結末を制度化し、その安定的、持続的な再生産を可能にする社会的装置も発達していた。

産業化以前のYマウルでも平等的コミュニティは再生産されていたと見られる。かつては500石の小作収入のあった金富者や100石の収入のあった宋富者のような中小地主もいたが、彼らといえども突出した政治経済力を有していたわけではなく、しかも農地改革までに多くの財産を失った。三姓のうち、子孫の数では彦陽金氏が優位にあったが、両班としての威信においては広州安氏と恩津宋氏も拮抗していた。解放後の資料は未確認であるが、少なくとも植民地期にはトゥレや共同労働を基盤として洞契が運営され、この洞契によって公益的な活動と外部からの介入に対する共同的な対処もなされていた。また、安富者兄弟の兄に嫁いだ28-李 KNが記した手記には、精米所経営の破綻によって近隣の諸農家に負った借金を相手の好意で無利子無期限で返済したとあり、対等的な相互扶助が富農とその他の住民との間にも立ち上がりうるものであったことを確認できる。

これに対し河回洞の場合、非同族の村人の生計は柳氏地主との経済的にも身分的にも位階的な支配—従属関係に依存するもので、また柳氏の分派間の葛藤・対立が非同族の村人同士の関係にも影響を及ぼしていた。すなわち、平等的コミュニティの存立自体が難しかったと見られる。一方、青山洞の事例では、平等的コミュニティの動態（地理的領域の拡大、共同性の盛り上がりと弛緩、世代交代）に呼応して村落結社が解体／再組織され、また村落結社の成員権＝村落コミュニティの社会的境界が交渉され、暫定的に協定されていた。すなわち相互行為としてのコミュニティと象徴的構築／再構築としてのコミュニティが実践に埋め込まれ、また実践において架橋されていたのだといえる。

1980年代末のYマウルの村落コミュニティの再生産も、相互扶助・協同と象徴的再構築の諸実践に埋め込まれていた点ではこれと同様であったが、産業化過程での家族の再生産戦略の再編成と分化・多様化、ならびに農業経営の諸条件の変化により、相互扶助と協同の実践に以前とは異なる諸条件が課されるようになっていたのも事実である。農村で自律的な生計を営む限りにおいて、Yマウルの農家世帯がその生計を主に農業に依存していた点は確かであろうが、経営規模や農家世帯の編成には多様化した家族の再生産戦略の要請に応じた偏差が生じ、また家族の再生産戦略における農家世帯の再生産自体の優越性が失われつつあった。田植えや稲刈

り作業でのプマシによる世帯外労働力の調達は、一方で、互酬性と集合責任のコミュニティ感覚によるモラル・エコノミー的要請によって促されていたが、他方で、(世帯の労働力状況・経済状況や作業時期・進捗状況等による)限られた選択肢のなかで、いずれの方法がより実利的であるのかについての合理的判断に基づくものでもあったと考えられる。機械作業代金の取決めも、世帯間の偏差、あるいは格差を背景とした、農業経営の合理化(あるいは利潤追求)と共同体的規制とのあいだのせめぎ合いのなかでの暫定的な協定と捉えることができる。ただし後者については、農業機械をいち早く導入して自家の農作業の効率化、営農規模の拡大と作業の請負による現金収入の拡大を目論む若手の営農者と、人手不足と世帯内労働力の高齢化をなるべく廉価な外注作業によって補おうとする年配の営農者とのあいだに、かなりはっきりとした利害の対立が生まれつつあったのも事実である。

田植えと稲刈りのプマシや機械作業代金の取決めに対する共同体的規制は、ある面ではコミュニティ感覚の発露であり、村落コミュニティの再生産に部分的に寄与するものであったかもしれない。とはいえ調査当時のYマウルにおいて、家族の再生産と農業経営を村落コミュニティに依存する度合いは農家によって顕著に異なっていた。またプマシや労賃取決めのような相互扶助と共同体的規制も、モラル・エコノミー的感覚と合理的判断(さらにいえば商品・市場経済への接合)のある時点での均衡を示すものであり、状況の変化や再交渉によって別の暫定的協定が結ばれたり、あるいは協定自体が破棄される可能性を常に含むものであった。あくまでもその限りにおいて農業経営と村落コミュニティの相互依存性は再生産されていた。

コミュニティ感覚と実利・合理性の折り合いの上に立ち上がる不定形かつ可塑的な共同性としての村落コミュニティと、村落結社等によるその部分的制度化・枠付けという二面性は、調査当時のYマウルにおいては、慣行的な共同労働であるプヨクへの任意的な参加とトンネガリや喪扶契への参加の義務的要請との対照性としても現れていた。スルメギについては、村落=洞契の役員が準備し、村落=洞契の会計から経費の一部が拠出されるという点では義務的関与を基盤とするものであったが、チャンウォルリの拠出やスルメギへの参加は任意的であり、その意味で義務的関与と任意的参加のあいだのある種の中間的な性格を示していた。ここでスルメギへの不参加者が目立つようになっていたことがコミュニティの結束の危機として観念化されたことは、相互行為としてのコミュニティと象徴的構築としてのコミュニティとのあいだに生じつつあった齟齬を対象化したものと捉えることができよう。これに対し、喪扶契の事例では、大規模な人口流出後の喪葬時の相互扶助というその時点での生活上の必要性に応じて新たな村落結社が組織され、この必要性の強い要請によって活動への参加が義務付けられた。さらに不参加者の問題をめぐって参加すべき者の線引き、すなわち村落コミュニティの社会的境界付けが交渉されるというように、相互行為としてのコミュニティと象徴的構築としてのコミュニティが実践において結び付けられ、再交渉される局面を見て取ることもできた。

産業化以前の韓国の村落がコーポレートな共同体をなしていたと仮定すれば、産業化過程での農村社会の変化、特に互助的な各種の契の解体・消滅や村落の共同的活動の縮小は、研究者の目に村落共同体の解体と映るかもしれない。しかし対等的な互助・協同の関係性は不定形かつ可塑的で、産業化以前でも、すべての村落において同じく、かつ一様に存立していたわけではない。Yマウルの事例が示唆するように、産業化過程での村落コミュニティの変化は、家族の再生産の諸条件と農業経営の諸条件の変化、その他村落内外の状況の変化を背景としたコミュニティ感覚と生業・生活の必要性や合理的判断とのせめぎ合い、あるいは互助協同の実践とコミュニティの象徴的構築との齟齬と再交渉といった側面をも含みこんでいたと考えられ

る。それは村落コミュニティの再生産の暫定的で歴史的な一様相と云うものである。

参考文献

安勝澤

2014「한 현대농촌일기에 나타난 촌락사회의 계(契)형성과 공동체 원리」『농촌사회』24(1), pp.7-44.

Brandt, Vincent S. R.

1971 *A Korean Village: Between Farm and Sea*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

2014 *An Affair with Korea: Memories of South Korea in the 1960s*, Seattle & London: University of Washington Press.

崔在錫

1975『韓国農村社会研究』서울: 一志社.

鄭勝謨

2010『조선후기 지역사회구조 연구』서울: 민속원.

朝鮮総督府

1923『朝鮮部落調査予察報告』第1冊, 朝鮮総督府.

1929『朝鮮の小作慣習』(調査資料第26輯) 朝鮮総督府.

Evans-Pritchard, E. E.

1940 *The Nuer: A Description of the Modes of Livelihood and Political Institutions of a Nilotic People*, New York & Oxford: Oxford University Press.

Fortes, Meyer

1953 The Structure of Unilineal Descent Groups, *American Anthropologist* 55 (1), pp.17-41.

平井京之介

2012「実践としてのコミュニティ——移動・国家・運動」平井京之介編『実践としてのコミュニティ——移動・国家・運動』pp.1-37, 京都大学学術出版会.

本田洋

1993「墓を媒介とした祖先の〈追慕〉——韓国南西部一農村におけるサンイルの事例から」『民族学研究』58(2), pp.142-169.

1994「韓国家族論の現在——全羅北道南原郡一山間農村の事例から」『朝鮮学報』152, pp.109-166.

1998「小農社会の終焉と韓国農村の現在——南原地域のフィールドワーク(1989年～)」嶋陸奥彦・朝倉敏夫編『変貌する韓国社会—1970～80年代の人類学調査の現場から』pp.261-303, 第一書房.

2002「韓国の地域社会における地縁性と共同性——南原地域の事例から」伊藤亜人・韓敬九編『韓日社会組織の比較』(日韓共同研究叢書5) pp.243-273, 慶應義塾大学出版会.

2007「村はどこへ行った——『朝鮮農村社会踏査記』と韓国農村共同体論の位相」『韓国朝鮮文化研究』10, pp. 45-73.

2014「変化に開かれた持続性——韓国農村住民の産業化経験と家族の再生産」『韓国朝鮮文化研究』13, pp.43-78.

李海濬

1996 『조선시기 촌락사회사』 서울: 민족문화사.

2006 「한국의 마을문화와 자치·자율의 전통」 『한국학논집』 32, pp.213-234.

李榮薫

2001 「18・19세기 大渚里의 身分構成과 自治秩序」 安秉直・李榮薫編著 『맛질의 농민들: 韓國近世村落生活史』 pp.245-299, 서울: 一潮閣.

伊藤亜人

1977 「契システムにみられる *ch'inhan-sai* の分析——韓国全羅南道珍島における村落構造の一考察」 『民族学研究』 41(4), pp.281-299.

1983 「儒礼祭祀の社会的脈絡——韓国全羅南道珍島農村の一事例を通して」 江渕一公・伊藤亜人編 『儀礼と象徴——文化人類学的考察』 (吉田禎吾教授還暦記念論文集) pp.415-442, 九州大学出版会.

2013 『珍島: 韓国農村社会の民族誌』 弘文堂.

金翼漢

1996 「植民地朝鮮における地方支配体制の構築過程と農村社会変動」 東京大学大学院人文社会系研究科東アジア歴史社会専門分野文学博士学位論文.

金宅圭

1964 『同族部落의 生活構造研究: 班村文化調査報告』 大邱: 青丘大學出版部.

1979 『氏族部落의 構造研究』 서울: 一潮閣.

宮嶋博史

1990 「植民地朝鮮」 柴田三千雄他編 『歴史のなかの地域』 (シリーズ世界史への問い8) pp.137-163, 岩波書店.

大野保

1941 「朝鮮農村の実態的研究」 大同学院編 『論叢』 4, pp.75-391, 新京: 満州行政学会.

嶋陸奥彦

1985 『韓国農村事情: 「儒」の国に生きる人々の生活誌』 PHP 研究所.

1990 「契とムラ社会」 阿部年晴・伊藤亜人・荻原眞子編 『民族文化の世界 (下) 社会の統合と動態』 pp.76-92, 小学館.

鈴木榮太郎

1940 『日本農村社会学原理』 時潮社.

1943a 「朝鮮農村社会瞥見記」 『民族学研究』 9, pp.47-73.

1943b 「朝鮮の農村社会集団に就いて」 (其一) 『調査月報』 14(9), pp.1-23; (其二) 同14(11), pp.1-19; (其三) 同14(12), pp.1-15.

1963 「朝鮮の契とブマシ」 『民族学研究』 27(3), pp.552-558.

Reproduction of the South Korean Rural Community in the Process of Industrialization: A Contrastive Ethnographic Approach

HONDA Hiroshi

This essay explores how the South Korean rural community was reproduced in the process of industrialization, by cross-referring the author's own field materials and previous ethnographies of Korean villages. In the first section, objectification of the Korean rural society as a sort of corporate community similar to the Japanese rural community is critically reexamined, and previous ethnographies are contrastively reanalyzed focusing on practices which bridge actual interactions of mutual assistance and cooperation (or substantial communality) on the one hand and symbolic construction of community on the other, based on Hirai's thesis of community 'as practice' [Hirai 2012]. Here, an egalitarian community necessitated by certain imperatives of subsistence, and produced and reproduced based on long association and detailed knowledge shared by neighbors [Brandt 1971], is contrasted to hierarchical politico-economic relationships among villagers exemplified by Hahoe Village [Kim 1964]. The egalitarian community, which is promoted as well as regulated by a sense of community, in other words a sense of reciprocity and collective responsibility, is undefined and moldable in itself and its reproduction relies considerably on indigenous environmental and institutional socio-economic factors. For example, the case of Sangman-ri considered by Itoh shows a type of institutionalization or systematization of reproduction of an egalitarian community equipped with various forms of voluntary and communal associations as well as customs of mutual assistance and cooperation [Itoh 2013]. In addition, symbolic construction (or representation) of community, which is partly underpinned by actual practices of reciprocity and collective responsibility, is not necessarily firm or stable and can be exposed to negotiation and provisional agreement.

From this contrastive perspective on the spectrum of Korean rural communities, ethnographic materials of an inland agricultural village fictitiously named Y-Maül, where the author carried out field research from 1989 to 1990, is reanalyzed in the second and third sections. For farming households of this village, the main and virtually only cash crop at the time was rice. Each household adjusted the size of its rice crop by renting paddy fields to or from neighboring farmers or ex-villagers, according to their living expenses and to support unmarried children, including those studying or working in cities. Mutual assistance in farming, such as labor exchange, were partially accelerated by a sense of community, as well as based on rational calculation regarding the form of the workforce (exchanged labor, daily wage labor or purchase of mechanized service offered by neighboring owners of a rice planting machine and/or harvester) which was more economical and/or easier to attain. On the contrary, prices of mechanized agricultural services were fixed based on the village- or district-wide agreement, and were set relatively low; in other words, monetary transactions of mechanized agricultural services were strictly

regulated by the local community in the spirit of moral economy. However, the communal agreement on the prices of mechanized services was provisional in itself, while tensions and potential conflicts between the younger machine owners and the older farmers without machines were arising. Thus, an apparent egalitarian communality, in terms of mutual assistance in the form of labor exchange or the communal regulations on the prices of mechanized services, was based on provisional agreements resulting from negotiations between a moral economy and rational calculation. This compensated for the gap or time-lag between the rapid outflow of prime but cheap workforces and the slow mechanization of agricultural works brought about by the compressed industrialization of South Korea since 1960's.

Some communal activities in other domains, such as conventional holiday drinking parties and communal labors during roof raising or tomb reparations were participated on a voluntary basis by village household heads and other adult males. Persons who did not attend a drinking party, however, were recommended to join the next event, in order to promote community solidarity. Communal labors were joined not only by villagers but also by residents from neighboring villages on the basis of friendship or long association, which some villagers explained as analogous to agricultural labor exchange. On the other hand, participation in Tonggye, a village-wide association reestablished in 1915 and promotion of the overall welfare of the community, was compulsory in terms of equal contribution and benefit, which is the principle of the *kye* (literally, 'contract' in Korean) system applied not only to the village welfare association but also to various kinds of other credit associations [cf. Suzuki 1963; Itoh 1977]. Adoption of the *kye* system means that the group would be sustainable as far as its common properties or resources were maintained and its members recruited over generations, but also that it could easily be dissolved once the principle could no longer be supported. Another example of a community-based association, namely Sangbu-kye established in 1988 to promote mutual assistance during a village funeral, shows that even membership of a community-based association could be contested, which means that the symbolic construction of community as a socially bound organization was not fixed but could be negotiated and provisionally agreed upon in part in accordance with interactions in and out of the community.

When considered by cross-referencing ethnographic materials, that is, in terms of contrastive ethnographic approach, the case of Y-Maül in the process of rapid industrialization could not be interpreted as a simple dissolution of a corporate community. There, an egalitarian community or provisional communality was reproduced through negotiations over changing conditions to reproduce the family, management of a farming household, and other circumstances. These negotiations included conflict between a sense of community and rational calculations, as well as discrepancies between mutual assistance and cooperation in practice and the symbolic construction of the community.